

森町議会全員協議会

令和8年3月2日（火曜日）

開会 午後 1時29分

閉会 午後 6時01分

（町側の議題）

新年度予算関連

1. 農林課

ナラ枯れ対応と洋酒樽による地域産業創出について

2. 保健福祉子育て課、さくらの園、総務課

特別養護老人ホーム（シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園）の統合について

（議会側の課題）

1. その他

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
農林課長	寺澤英樹君
農林課参事	佐藤司君
農林課林務係長	蛭沢彰則君
総務課長	濱野尚史君
総務課人事厚生係長	岡本久美子君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君

保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉 子育て課長補佐 兼介護保険係長	野崎架奈子君
保健福祉子育て課 福祉係長	三國純子君
さくらの園・園長 兼国保病院 経営企画統括監	柏渕茂君
さくらの園総務係長	西崎守君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	関孝憲君
議事係長兼 庶務係長	長谷川拓哉君

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、町側の議題、1、農林課関係の議題に入ります。

ナラ枯れ対応と洋酒樽による地域産業創出についてを議題とします。

佐藤農林課参事、説明願います。

○農林課参事（佐藤 司君） ナラ枯れ対応洋酒樽による地域産業の創出の追加資料をご説明いたします。

ナラ枯れ対策（重点管理帯・集中対策地域の考え方と実行可能性）及び洋酒だる事業の進め方について、優先順位のつけ方、原木確保の見通し、需要の整理、事業の位置づけについて追加でご説明いたします。初めに、お配りしました資料についてご説明いたします。資料の1、ミズナラの資源分布図、平面図を御覧ください。こちらのA3の資料です。本資料は、グーグルアースを活用し、森町内の一般民有林9,647ヘクタールの天然林内を林相別に示した平面図でございます。ナラ林、ミズナラを含むナラ優占は林相をダイダイ色、オレンジ色で示しており、林相タイプ分類の結果、天然林内全体の25.6%を占めると推定されております。この分布図を起点にナラ類がまとまっている場所の中でも実際に抑え込みと原木確保を同時に進められるよう①、低標高（沿岸部）から②、林道の接続状況、③、運搬可否（運搬距離、現地の作業性を含む）といった条件を重ねて優先順位をつけていく考え方でございます。その結果、平面図では優先順位を含めた範囲のうち重点管理帯をクリーム色の吹き出しで示しております。あわせて、赤色の吹き出しは林道の接続がなく、運搬も極めて難しい箇所、灰色の吹き出しは林道の接続はあるものの運搬が難しい箇所として整理しております。このうち初動として伐採搬出まで体的に進める区域については、町が主体的に実行できる町有林を集中対策地域に設定し、ダイダイ色の吹き出しで示しております。集中対策地域は皆伐で進めてまいります。理由は、ナラ枯れの低標高から広がることを踏まえ、低標高部分を皆伐することで広がりを防ぐという考え方でございます。具体的には、町有林1,020林班（ナンバー2、28.73ヘクタール、うち保安林3.51ヘクタール）を集中対策地域に設定し、4年間、令和8年度から11年度で計画的に伐採、搬出を実施します。なお、集中対策地域の天然林は、結果としてパルプ材が大半を占める可能性もありますが、当該林分は68年生であり、68年生のミズナラであればたるに一般的に利用される径級40センチ以上の丸太が一定程度含まれると予測しております。このため皆伐で確保した原木の中から径級40センチ以上を選別し、試行錯誤を重ねながら、たるの仕様を固め、研究開発、試作、評価を進めていきたいという考え方です。

以上を前提に1枚目の資料の中央にある表を御覧ください。令和8年度は、林小班95と

2林小班を6.94ヘクタール皆伐し、伐採材積659立米を見込みます。これに毎年行っておりますカラマツの皆伐5ヘクタールに伴い発生する支障木のうちミズナラ等の想定搬出量10立米を加味し、令和8年度は合計669立米と整理しております。同様の考え方で4年間積み上げた原木確保見通しとしては、合計で2,435立米を提示しております。また、洋酒だる用材として実際に利用可能な量を明確化するため、上記の伐採、搬出材積のうち径級40センチ以上を15%と見込み、2,435立米掛ける15%ということで364立米をたる材としての確保見込み量として整理しております。

続いて、別紙2、道内蒸留所の一覧表を御覧ください。最初に結論を申し上げますと、道内では1年間に一定量のウイスキー生産される規模があります。その分だけ毎年充填用のたるが必要になります。さらに、稼働中に加えて計画中の蒸留所も増えることから、必要となるたる数は上積みされていきます。この必要たる数は、蒸留所ごとの年間生産能力、リットルが把握できるものについて、たる容量225リットルに統一し、年間の充填たる本数を算出し、整理しております。

次に、需要が机上ではなく実際に動いている点について、連携先のミチタル株式会社の実績です。ミチタル株式会社は、2023年に長沼町にあります馬追蒸溜所へ試作たるを2台納品し、熟成中であるほか、現時点で東川町にある丹丘蒸留所を含む3社に向けて計7たるの納品予定があります。さらに3社からの引き合いがあるという状況でした。

現在たるの調達には輸入たるが大半ですが、円安の影響で輸入たるの調達コストが上昇していることから、国産材、とりわけミズナラたるへの関心は高まっている状況を踏まえ、需要動向を継続して把握しながら、道産たるの供給体制整備と蒸留所との連携を進めてまいります。

続いて、別紙3、地域未来交付金事業を御覧ください。本事業は、国の地域未来交付金に令和8年度から3か年事業としてエントリーしてありまして、別紙3はその概要版となっております。事業のポイントは3点です。1点目は、ミズナラ資源の分布や搬出条件を整理して、計画的利活用と安定供給の基盤を整えることです。2点目は、民間事業者と連携して洋酒だるの試作、実需評価を行い、仕様確立、工程の標準化と担い手の育成まで進め、民間が継続できる枠組みにつなげることです。3点目は、交付期間中は町有林を中心に、令和11年度以降は町有林に加え民有林、近隣自治体等も含めた複線調達に移行し、原木調達のリスクを分散することです。

実施体制は、地元の株式会社ハルキにバレル事業部を設立し、地域おこし協力隊を退任した小川が試作と工程改善を担います。さらに、函館市内で家具職人にも参画いただき、知見を生かした品質面での作り込みを進めてまいります。

続きまして、財源なのですけれども、財源は総額2,530万円となっております。令和8年650万、令和9年1,200万、令和10年度680万円で、国費はその半分の1,265万円となります。補助残のうち0.8倍は特別交付金の対象となり、交付税措置されるため、実質的な町の負担は253万円となり、これも森林環境譲与税を充当いたします。

また、本事業は、令和7年度から地方創生伴走支援官により助言をいただきながら検討を進めておりました。令和8年度以降も継続して支援いただけるよう要望しているところであり、さらに、北海道渡島総合振興局が独自事業として令和11年度まで実施するナラ枯れ対策についても有識者として参画しております。具体的には、一般消費者向けのナラ製品PR、展示、学生を対象としたワークショップ、先進地視察、ナラ活用研修会等がございます。この独自事業とは情報共有、担い手育成、需要の形成の面で連動し、本事業の取組と一体的に進めてまいります。

以上、別紙1で資源分布を踏まえた重点管理帯、集中対策地域の設定と4年間の原木確保見通し及びたる材相当量を整理し、別紙2で道内の生産規模から毎年必要となるたるの需要とミチタル（株）の実績と需要の兆候を示し、別紙3で交付金事業として3年間で仕様確立、標準化、担い手育成まで進め、自走化につなげる枠組みと実施体制についてご説明しました。

以上、追加説明でございます。よろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） 資料1枚めぐりまして、令和8年度から11年度、伐採面積と目標たる数も、目標たる数は毎年2倍という形で移行されているのですが、あくまでもこれ目標達成数なのですけれども、この事業として現状森町で木材産業を担い手も含めて要は雇用創出にもつなげていきたいというような資料だと思うのですが、木業関係の起業をしてもらおう方を創出するというような考えでいいのか。国の補助金ありますから、あくまでもこれを11年度以降も継続事業として捉えているのか。木材産業、新しい産業を民間さんから森町に輩出していくというような最終目標を持って事業を行うのか、その部分説明してください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

現状今株式会社ハルキのほうにバレル事業部というのを創設しまして、それで3年間試験運用させていただきます。その中で、3年間の中でやってきたことを民間企業でそのまま継続できることを目指してやっていきたいと思ひます。ですので、起業、要はひとり立ちする起業ではなくて、民間企業さんのほうで新たな産業として継続できればというふうには今は考えています。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） そうすると、これは3年間の試験的なものをまずはやられるのですけれども、民間さんが参入するに当たって情報共有はするはずなのですけれども、やっぱりそれだけのスキルと、例えばナラに対しての運搬可能な地域って限られている部分なので、その部分は今後3年以降は運搬不可能な区域の部分はどう捉えていくのか。どう整備するのかというようなもし考えがありましたらお聞かせください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、現状として一覧表の中にあるようなまだ民間さんの一般民有林の山の中でも取り

出せる、運搬可能な地域というのをダイダイ色で示しております。ですので、できるだけその民間さんの山のところをまずは重点管理帯として設定しますので、積極的にその伐採を進めていきたいということがまず第1点あります。その中でも先ほどお話ありました運搬不可能な地域、この辺はこの後、来年度から林業試験場さんのほうでさらに詳細などこにミズナラがどれだけあってというのを出していただくことになっていきますので、それらを踏まえて、実際にはやっぱり行ってみないと分からないところもあるかもしれないのですけれども、ある程度道をつけることによって、つければこの辺はできるだろうか、ここは本当に難しいだろうってもうちょっと詳細なデータができると思いますので、それらも踏まえた上でこの3年間をしっかりとデータ蓄積も含めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 前回いただいた予算書、ナラ枯れ対応と洋酒だるによる地域産業創出の説明資料の部分と今回のナラ枯れ対応と洋酒だるによる地域産業創出、予算的には今の説明だとほとんど洋酒だるのお話が多かったと思うのですけれども、ナラ枯れ対策では、全部で歳出が554万1,000円ですか。この全体の歳出のどれがナラ枯れ対策の金額で、どれが洋酒だるの予算の金額なのか、その辺ちょっと明確にしていただけませんか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、予算の項目ごとでご説明したほうが分かりやすいかなと思うのですけれども、まず旅費に関しては関係機関への調整とか蒸留所等のヒアリング等になりますので、ナラ枯れ対策というよりは実際の関係者間の打合せ旅費になりますので、そこは直接関係している部分ではないということになります。需用費に関してですけれども、これが前回の全協でもお話ししたのですけれども、実際にナラ枯れになっている本数が、現地で確認した結果なのですけれども、1本あります。その1本を処理するための費用であります。要するに溶剤、薫煙乾燥するので、溶剤とブルーシートとか、そういった消耗品関係になっています。ですので、これがナラ枯れ対策費用になるかなと思います。それと、委託料なのですけれども、150万積んでいますけれども、そのうちの100万は林業試験場さんとの研究費になっています。ですから、資源把握とか、そういったところの研究費になります。50万がたる開発に伴う委託費になります。使用料及び賃借料の11万6,000円ですけれども、これは出張とかに伴うレンタカー代ということになりますので、直接関係はないかもしないです。原材料費で50万、これは実際にたるに必要な原材料費になりますので、こちらを実際に試作するための材料費になります。負担金及び交付金200万という形になっているのですけれども、こちらが今後連携先でありますハルキのところ実際に試作のたるを作ってもらうための費用を負担金として見ております。ですので、具体的にナラ枯れ対策というのは、枯れたナラを処理するための費用として私たちはカウントしているわけではなくて、ナラ枯れになる前にそれをどうしたらいいのかというところでの費用を今回捻出していますし、実際にこの後新たに今度皆伐するというところで検討していますので、そんなことで

またちょっとさらに補正予算で組んで、皆伐費用をまた上程させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、研究費というのはこのナラ枯れについての研究費ではなくて、洋酒だるのほうの研究費でいいのですか。どちらなのですか。

○農林課参事（佐藤 司君） 洋酒だるの研究ではなくて、今の森町の天然林内にミズナラがどれだけあるのかという把握するための研究になります。直接的にたるに結びつくというわけではなくて、実際に今の現時点での、天然林内というのはどれだけの種類の、どれだけボリュームがあるのかというのは全く分からないのです。その辺を実際に研究してもらおうという形になります。

○6番（野口周治君） データの読み方というか、書いてあることの読み方として尋ねます。

まず、ナラ枯れ対応という題に対応するのは、今の説明だと枯れたナラの処理費を見たということですが、問題はナラの木がどんどんこの虫に食われて、菌に感染して枯れていく。ただし、山の中で夏に赤くなった木がナラ枯れかどうか分からないけれども、これだけあるよというのが今の状態ではないですか。だとすると、これから先に向かって枯れた木を本当に見に行き行って確かめるといふ、そういう汗をかく動作がないと、分かりません、分かりませんを繰り返すのではないかと想像するのです。それを私はつきり言えば恐れているのです。いい話はするのだけれども、自分の目で見ていないようなことが続くのではないかと。それで対策ができるのかと。ナラ枯れの対応です。ナラ枯れするから木を生かす対応ではなくて、ナラ枯れそのものをちゃんと自分たちで把握をせずにこんなことやれるのかいというのが1つ目です。

それから、2つ目、ミズナラの分布図の下の表の上に、年度ごとの表の上にたる材が40センチ以上の太さのものが15%と見込んでいますが、この間の先日の説明だと皆伐したところからナラを取り出しました。径級としてはそれに該当するものは十数本だったと思いますが、あった中で、実際使えるのは1本でしたということではなかったかと思うのです。それは私の間違いならいいのですけれども、チップ材か何かにするのに皆伐したのかな、そこで実際に見ましたと。そこで私の認識では1本だけを取り出しましたと聞こえたと思うのですが、この15%って過大ではありませんかということですが、要は。大きさだけではなくて品質ということを見ると、物事って歩留りが必ずついて回りますから、本当にこんな見込みでいいのですかというのは2つ目、細かいですけれども。

それから、3つ目ですけれども、ミチタルさんがやるとして、または誰かがこの事業を引き継ぐとして、たる材を切って出すところからのコストがちゃんと事業に見合う規模、どのくらいのたるを生産するのであれば要は収支が償うのかという、そういう、分かりますか。損益計算を、これ資金の動きの中でどれだけのお金が最初出ていって、取り返せるかというふうに事業は考えなければいけないのですが、そういうふうに評価したら、必要

な規模はどのぐらいなのか、たる数でも何でもいいです、メルクマールは。そういうふう
に評価した話をしてもらわないと、事業の話としては評価のしようがない。要素は並んで
いても、事業になるのかね、そのために必要なものは何かねが全く見えないので、それを
教えてください。

あと、資料の表現でよく分からない。文字の2枚目の最後、なお、点、点、点、有識者
として参画しているのは誰ですか。を知りたいです。

取りあえずここまで。

○農林課参事(佐藤 司君) お答えいたします。

まず、1点目、現状で今ナラが上空から確認して11本あります。そのうち現地で確認し
たのは1本あって、その1本は来年度春先、5月か6月ぐらいで伐採して処理するという
ことに決まっています。残り11本どうするのだということも踏まえて、来年度からは当地
域は先端地域として積極的に道庁も入りながら、上空からも、現地調査も含めて一緒に行
うことになっています。ですので、これ以上広がらないようにどうしたらいいかというこ
とで、関係機関集まって一緒にやっていくということになっていますので、それはその結
果を踏まえた上で積極的に伐採するなり、処理していかなければいけないかなというふう
に考えていますので、その際はまた上程させていただきたいというふうに考えています。
現地にもちゃんと行って確認するということはしなければいけないということになっており
ます。それで初めて発見されたということで、処理に向かっていくということになります。

続きまして、今年やった皆伐のお話かなと思うのですが、実際に今回5ヘクター
ルカラマツを伐採して、パルプ材と言われるチップに回すような材料なのですが、
その中でたる材として十分使えそうな径級40センチ以上が10本程度ありました。本当はも
っとあったのですが、どうしてもやっぱりちょっと割れが入っていたりとか曲がっ
ていたりとか、径級だけではおっしゃるとおり計り知れない要は欠点とかもあつたりもす
るので、実際に使える材料というところを見て10本程度あったということになります。結
構量が出たので、しっかりもうちょっと調べればもう少し使える材料も精査できたかもし
れないなということもあります。今後も皆伐は毎年カラマツ5ヘクタールやっていきます
ので、しっかり精査した上で、チップ材で回すのではなくて、できるだけ使える材は使っ
ていきたいということも踏まえて、しっかりこれは精査してまいりたいということで考え
ております。

次に、規模、収支の関係です。3年やった後、実際にそれが事業として成り立つかどう
かというお話かと思うのですが、一応数字の上では収支計算はしております。その
中で、3年後に48たるを作るというところが一つのキーになっていまして、大体今の計算
だと50たるぐらい作ればある程度従業員を雇いながらも収支としてバランス取れた計算に
はなっています。ですが、やはりこの3年間で実際にどれだけのボリュームでミズナラが
出てくるかということも試験的にやっぱりこれからはかかっていかなければいけないです
し、本当に事業として継続できるというのはやっぱり運用してみないと分からないところ

も出てくると思いますので、あと今の需要動向とかも踏まえた上で、たる材の需要とかも変わってくると思いますので、その辺を見極めつつ収支のほうもしっかり毎年精査していきたいというふうに考えております。

あと、資料のほうの有識者ということですがけれども、それは私に対応していくことになっております。

以上です。

○6番（野口周治君） 今の説明があったことについてさらに尋ねます。

5ヘクタールでこの径級のものが10本以上あったと思うがという説明でしたが、5ヘクタールの材積はどのくらいですか。というのは、15%だったらそんな本数なんかではあり得ないと私は思うのです、数字として。その間のつじつまがうまく合っていないのではないのと感じたのです。もしも2倍の20本あったら、では15%に届くのかいと。そんな量ではないと思うのです。そういう実際にどこかのデータから持ってきて15%を語ったり、ナラの占める割合出したりしているのではないかと想像するのですが、一番近いデータとして生データがある、そのデータとの符合はどうですかというのが1つ目です。

それから、ミチタルさんの収支については分かりました。私が一番恐れたのは、それを見ていないのではないかと、失礼ですがけれども、心配で尋ねました。その説明の中で、まずは試験的にやりながら、その収支の確実さは確かめたい。そうなのです。こういうことでやってみないと、いろんなどころに費用とか思わぬ落とし穴があるもので、それを見て進んでいいかどうかを確認しなければいけないのです。もう決めたからどんどんやるのではなくて、どこかで立ち止まって、想定どおりか、違うのかを見ながら、続けていいかどうかを含めて判断しなければいけない。それが当たり前なのです。そういう見方が必要なのですが、その前提としてお尋ねしますが、さっきの収支を見るときは、山から切って出すところ、ハルキさんで加工するところ、そしてミチタルさんで作るところ、運ぶところ、これ全部合わせての収支ですか。それとも、それ以前のところは研究費を投入するから、基本プラス・マイナス・ゼロですみたいな計算なのかっていったらどうかというのが2つ目です。

それで、ここで追加質問が1つあります。ナラ材で60年以上のものが対象だとおっしゃいましたが、こうやって切っていく中で、いろんな要素はあるのですけれども、片方でナラの木を植えなかったら、60年たったらそのどこかでここにあるぐらいの量だったらなくなる。または、可採というか、取れる量というのはもう上限が来るのだと思うのですが、その後の事業継続性、特にこれ土地に根っこを生やした事業ですから、木のあるところに移動する事業ではないとすれば、そこはどのようにするのかという問題が出てくるはずなのです。木を植えていくのか、それともほかから木を持ってきて、たるを作るメーカーが最後残ればいいというふうにイメージするのか、どうなのだろう。それと、これに関連しますけれども、切った後の山には何を植えるつもりですか。教えてください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、今回の皆伐したところと今後天然林を皆伐するところというのは考え方がちょっと違ってきますので、15%というのはあくまで天然林内で皆伐したときの40センチ径級以上が出てくる出現率としてカウントしています。ですので、この15%の根拠は正直探してもなかなかないのですけれども、知床にあるところが天然林内を伐採したときに大体40センチ径級以上が17%出たというところがありましたので、それをちょっと抜粋させていただいて、15%としてみなしております。カラマツの皆伐毎年5ヘクタールやっている中で、今回10本程度先ほど出たというところなのですのでけれども、これは現実的な数字になっております。確かに10本なので、実際0.7から0.8ぐらいの間ぐらいの本数なので、10立米には足りない状況なのですけれども、実際もうちょっと精査すればもっと出てきたというところも踏まえた上で少し多めに10立米として見ております。支障木のところに10立米という。

続きまして、収支のところですのでけれども、令和8年度は当然たる数も12たるということで、次の年も24なので、交付金があって何となく収支がバランス取れているという状況になりますので、令和8年、9年、10年目までは基本的にはマイナスの収支で、11年目からようやくたるが48たるぐらい作れるような状況になってプラスに転じていくという収支になっていますので、おっしゃるとおりそれまで8、9、10はマイナス、交付金がないと成り立たないという中身になっております。

続きまして、持続可能性というところで、ちょっと視点が間違っていたらもう一回言うてほしいのですけれども、基本的には令和10年度までは町有林を主体として天然林を皆伐していきたいというふうに考えています。その後は、蒸留所さん八雲にありますので、八雲の町有林も含めた形でやっていきたいですし、あと三菱マテリアルさんって森町にたくさん民有林を持っているのですけれども、そこも優先的にミズナラは森町で卸していただけるという話もしていただいておりますので、民有林も含めた形でナラのほうは確保していければなというふうに考えています。皆伐した後は、もちろん植えるということはしていきますので、現時点ではそのままミズナラを植えていきたいというふうに考えておりますが、これらも含めてナラ枯れの問題もありますので、またナラを植えるのかというご指摘もありますので、林業試験場さんとその辺は相談しながら、場合によっては皆伐ではなくて、何%か残して天然林として確保しながらやっていくということももしかしたら想定されますので、それらも含めて相談しながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○6番（野口周治君） まだ開発段階ですから、試験の計画の話をしているので、事業化のことについて事細かにやるつもりはないのですが、ただ物差しだけ合わせておきたいのです。ミチタルさんの収益が48ないし50たるとんとんだというふうに聞こえたのですが、私が尋ねたのはミチタルではないです。一気に通貫の木を切って出すところ、それからハルキさんの費用を全部含めて成り立つのかいということ。それはお答えいただきたい。お願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

これは、山から切り出してきて、加工して、そして乾燥するというたるになるまでの全ての費用を含めた形での収支になっています。ですので、今回でいくとハルキが基本的にはその対象になっております。そのたるを売るところでお手伝いしていただけるのがミチタルさんというふうになっております。

以上です。

○5番（山田 誠君） この計画的なものはいいのですけれども、これももう少し分かりやすくできないの。というのは、ヘクター当たりナラ枯れ策費がこれだけ入ります。伐採経費がこれだけありますよと。または60年以上たたないと伐採できないという話だから、植樹対策はこういうふうにしなければ駄目だよと。後継者が出てこないです。ミズナラたるへの関心が高まってきているというけれども、これ将来的にもそういうふうになるの。用途がどういうふうなものに特に使われて、これから伸びていくのですよという何か裏の保証があるの。また、この経費、ナラ枯れ防止の対策については、いろいろあるけれども、補助の残額のうち幾らかは特別交付税で見ますよと、または森林環境譲与税で見ますよと、こうあるけれども、この制度だっていつまでも続くか分からないでしょう。やっぱり商売的に指導する、または経営していくということであれば、収支を先に考えてやらないといけないと思うのです。その辺をどういうふうにして今環境税を使ってナラ枯れ防止対策をやっていくのか。何かちょっと意味が分からない。その辺どう考えているのですか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、前提としての認識なのですけれども、先にお話ししたとおり、ナラ枯れはスピード感を持って進んできていますので、その対応をしなければいけないというところが前提にあります。その中で我々やろうとしているのは、待つてそれを処理するのではなくて、先にナラ枯れになるだろうというところ、先ほどご説明したように海岸線のところ、砂原2丁目の周辺なのですけれども、要は標高が低いところなので、ナラ枯れになりやすいというところもあるので、そうなる前にその木を皆伐して、そして未然に防ごうというところがあります。それがまず第一前提になります。その中で出てきたミズナラが今現在こういった蒸留所が建設されてきておりますので、すごくブームに、ブームというか、北海道の中でもこれだけたる数が必要になってくると。その上で、円高の影響もあり、たるを輸入してくるってなるとそれだけ高くなってきていますので、道産のたるに対する需要が高まってきています。その上で、今全国で唯一たるだけを専門にやっている会社さんがあるのですけれども、それが旭川に進出します。ですので、それだけ北海道にはミズナラがたくさんあるから、洋酒だるの材料があるからここに進出したという理由がある。そして、北海道に蒸留所がたくさんできる。その需要と供給のバランスの下で今要望がかなり来ているということが言えますので、決して無計画な内容で立てているわけではございません。

あと、補助残とかその辺のお金の関係なのですけれども、今回は地域未来交付金という資金をエントリーしているという状況なので、これ確実にもらえるわけではなくて、さらにこの地域未来交付金というのは内閣府が出している去年までは第2世代交付金と言われ

ていたものの後継になっています。その中で地域産業の育成というのが一つのキーワードになっていまして、町の中で新たな産業を起こすということに対して補助金つきますよという事業になっていますので、今回これが非常にいいのかなと思って、さらに今年度から地方創生伴走支援官という制度を活用しまして、3人の伴走支援官来ています。その伴走支援官と共に一緒にこの洋だる事業考えていましたので、その流れの下で今回の地域未来交付金を申請している段階であります。ですので、当たれば今お話ししたとおりの補助残部分に関しても特交措置も当たりますし、残っている金額が二百五十数万円が森林環境譲与税で合っているという、金額的な話ではないかもしれないけれども、一応そういった金額の範囲内で収める事業として考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） これは、公有林の場合は分からないわけではないのだ。一般民有林も結構あるわけだから、やっぱり一般の民有林の方々の部分として森林業の振興ということでそれをやらせて、これだけもうかるのだよと、または生産性があるのだよということを出すべきだと思う。だから、このミズナラ枯れの部分については、ミズナラとかカラマツだとか植樹して、何十年たったら伐採して、金になるよということを町民に示さなかったら、町でこういうのをただやったからといたって何も意味ないと思うのだ。そう思いませんか。やっぱり事業としてやるのであればもうけがつかないと駄目なのだ。そうまでしてやる必要ない。だから、その辺をきちんとした対応、環境を整えた上で所有者、民間の方々に説明して、賛同して、事業を発展させていくというのが町の役割でないか。それをやらないで、ただミズナラ枯れをやったからこうだ、あそこやった、こうだ、今旭川に事業が来るから作るのだから、それは経過的なものの進めであって、実際に持っている方がそうしたら利益だとか、そういうことができるかといったら、私はできないと思うのだ。その辺どういうふうに考えているの。その辺をきちんと所有者に説明して、こういう事業があるので、こういうふうにして、こうやって参加しなさいというようなことでいかなかったらおかしくない。いかがですか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まさしく山田議員のおっしゃるとおりでございます。ですので、この中で表で示しているとおり一般民有林の方、特に低層標高のところもありますので、そこに関してはナラ枯れになりやすいので、そうなった場合せつかく60年、70年、80年という天然林を育ててきた所有者さんにとっては、ナラ枯れになってしまったらその価値はなくなってしまって、さらに処理費用もかかってくるということからすると、できるだけ今の現時点で価値があるうちに伐採して、そして売払いしたほうがいいですよということは促せられるかなと思うのです。その辺も含めて、当町が今の現時点での天然林を皆伐したときにどれだけ一般材として流通する材料が出せるのか、そしてパルプ材としてどれぐらいあるのか、その辺は指標としては示せるかなと思うのです。なので、それらの実態としたデータも含めた上で一般民有林の方たちにもしっかき促していきたいというふうに考えていますので、その

先に関してはいろいろご意見もあるかもしれないのですけれども、現時点ではそういうことも考えて所有者に対してはお話ししていきたいというふうに考えています。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今回ナラ枯れ対応と洋酒だるといふふうなテーマなのですが、僕はそもそもこれ無理やりくっつけた2つだなというふうに感じるのです。多分たる作りたかった。ずっとたる、たる何年も前から言っていますけれども、それにたまたまナラ枯れが社会問題化してきて、それで無理くり社会問題を解決するキーワードになり得るみたいな形を出してきているけれども、それに対しての説明が全然成り立っていない。だから、紛糾するのだ。だから、これ無理くり2つをくっつけたのが僕は失敗だったのではないかと思う。だって、たる作りただけなのだもの。後からナラ枯れが社会問題化してきて、無理くりくっつけた。そもそも最初の説明でナラ枯れが広がる前に切って使ってしまった。では、使った後どうするの、本当に、町内の原料。ずっとたまたま虫つかないで使える木が何十年分もあるだったらいいけれども、いい材料から低いところから使っていて、材料なくなってしまったら産業として成り立たない、そもそも。そういうところまで全然説明ができていないから、いろいろ紛糾してしまうのだと思う。説明ができないということは、事業としてそもそも成り立たないから説明ができないと思うのだけれども。

僕この話をずっと聞いていて、ただ一民間企業の多角化に何で町が金出さなければならぬのというふうにししか思えない。これ一般的に考えたら町がお金出してやるようなことではないのではないのか。一企業の多角化、一企業がやってみたいということにししか見えない。というのは、町が金を出すということは町にどれだけのメリットがあるかというのが全然出てこないわけ。例えば50たるぐらいあったら採算に乗るといふ話していただいでしょう。これ幾らで売ると、1たる。1たる500万で売ると。例えば30万で売ったって売上げ1,500万だ。1,500万で山から切って何してって物ができてくるまでの全部のコストがそこに乗るわけだから。どれだけコストをかけて売上げ1,500万になる計算になるのだろう。今どき1,500万といたら人件費2人で終わってしまう。できているのかな、その辺の収支が本当に。それが不思議でならない。これいろんな部分で僕言うのだけれども、町のためになる、町のためになるということは町が投資して最終的に町のためになるものというのは、僕の考えはその商売でその企業が利益を上げて、その利益の中から納税するわけだ。納税されたものは、国税、道税、自治体、町税ってあると思うのだけれども、その町税の部分がこの事業に出したお金以上にならなかつたら俺町のためにならないと思っている。それはそこに働く人の所得税も含めてだけれども。いくかな、そんなに、年商1,500万の商売で。その辺をどういうふうに考えているかも教えてください。

あと、もう一つ、今回何かすごい資料がついて、何で前回これつけてくれなかったのだろうと思ったのだけれども、ちょっとすみません、先ほどたしか説明したと思うのだけれども、どうやって調べたのか教えてください。まず、そこまでお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、河野議員おっしゃるとおり、以前からたるおけ、要するにこれまで日本で伝統的に作られてきたものに対して、今後なくなっていくかもしれないのですけれども、町の材料を付加価値つけて売っていきたいということで、これまで日本酒のたるとかおけとか、そういったところにチャレンジしてきました。その中でたるも入っていましたので、もちろんたるは森町の材料で作りたいというのは以前から考えていたことであります。おっしゃるとおり、そこは前提にあった上で今回ナラ枯れという大きな社会問題が来たので、それとくっつけたということはそのとおりでございます。ですが、もうちょっと時間的なものをかけて、収支も含めてしっかり整えながら進めていこうというところは考えていたのですけれども、これもスピード感を持ってやらなければいけないというところがまず前提としてあった上で、今回ナラ枯れとプラスして洋酒だるというのを一緒にやっていきたいと考えたところです。それと、国の交付金というのもちょうど地域産業の育成というところもありましたので、このタイミングの中で出させていただきましたということです。

実際3年間のうちは原料として町有林を基本ベースとしていきますけれども、3年後からは、その3年間の中でも民間の大きな所有者さんも含めて原料をどうしたら確保できるのかというのは、要は森町内の材料の全体的なボリュームをしっかりと林業試験場さんに測定してもらいますので、その中で継続可能性の量というのはこれぐらいで、もちろんそれはたるをこれだけ作るということを前提とした上でのボリュームがこれだけあれば継続ができますよねというところはこの3年間のうちでしっかり検証してまいりますので、それらを含めた形でお示ししていきたいと思っております。現時点では森町の中でどれだけのボリュームがあるのかというのは正直まだ分かりませんので、そこまではちょっとお答えができないということをご了承願いたいと思っております。

あと、町の産業として一企業がやることに対して町がそこまで関与する必要があるのかというお話だったと思うのですけれども、これは極めて今回のナラ枯れの問題というのは公共的な問題だと私は捉えています。一民間さんでこのナラ枯れの問題を回避というか、これを止めるということは正直難しいということで、これまで公共的な機関が関わって対策を練っているという状況なので、私たち森町にとっても町有林がもしこのまま何もしなければどんどん広がって行って、当町の町有林の価値がどんどん毀損していくという可能性がありますので、極めてこのナラ枯れの問題というのは公共的な問題というふうに捉えていますので、この公共的な問題を町としてたるを作るというところには実際町としてはできないので、町ができないことを民間さんにやっていただくという、しかもその民間さんが手出しがあれば、正直手も出ないところもありますので、補助金という形で3年間試験的にやっていただいて、何とか自走できる形を整えていければなというふうに考えています。ですので、私ももちろん補助金を出した以上はそれをちゃんと回収できる、町税として回収できる、その上で補助金を出すべきだと思っております。ですから、そういう事業可能性とか継続性というようなところはすごく重要視して今後も検討してまいりたいと思っております。

あと最後に、この平面図なのですけれども、グーグルアースで林業試験場さんが作っていただいた資料になっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今ほどの説明でもこれからそのボリュームは特定していくとか検証するとか、賦存量がどれぐらいかは今分からないって、そんな状態で事業を進めるものなのかな。僕民間人だから理解できないの。お客さんいるかどうか分からないところにお店建てますってならない。人口どれぐらいいるか分からないのにタクシー屋さん始めますとかならない。材料あるかどうか分からないけれども、始めて、これから調査しますって。これでたまたまあればいい。なかったらどうするの。

そして、僕これだけの予算執行するのにこの図面すごいなと思ったの。こんないい資料あるのだったら、事前にもっと早く出してくれればいいと言ったけれども、グーグルアースで調べた。グーグルアースだよ。誰でも調べれるのだよ、ネットで。誰でも見れるのだよ。その程度のことで事業化してするものかい。それが理解できないのだ。要は山に何ぼあるか分からないのでしょう。何となくこれぐらいはあるだろうなというのは僕だって推測がつかますけれども。だから、本当に何か行き当たりばつりの思いつきとしか思えない、やっぱり。そういう意見に対してどういうふうに思うかというところをまずお願いします。

それと、ナラ枯れというのは、確かにこれからやっぱりこういう森林の多く持っている自治体にとっては問題になっていくと思います。そうすると、参事言ったように公共的な問題であると思います。ナラ枯れを今回ですとハルキさんという名前が出てくるけれども、ハルキさんにナラ枯れどうにかしてくださいよと言ったってどうにかなるものではないと思うのだ。そこはやっぱり自治体として民間の協力もいただきながら、それは自治体が主導でやっていくべきことだと思います。それは大事だと思います。それと今回はたるとくつけたというのだけれども、この間も言ったのだけれども、例えば町有林の自然林のこういうナラ材に関して産炭者とかから売ってほしいとか何かそういう声って前からなかったかい。そういうところにもこのナラ枯れの対応として、それこそ虫つく前に使ってくださいということで、そういう産炭者のほうに原木を提供するというのも十分対応だと思うのだ。それは今まで以上に産炭者のほうにその原料の提供、立ち木の売却になると思うのですけれども、そういうのは今まで以上に加速しているのか、協議しているのか、そこも含めてお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

このミズナラの資源の分布図がグーグルアースで作られているというところなのですけれども、正直これ林業試験場さんの令和7年度の報告書として出してもらっているものです。ですので、一般の人たちがグーグルアースを使ってやるというところからさらにいろんな手法を使って、それでようやくここにたどり着いているので、ここにたどり着くのは一般的にはなかなか難しいと思います。私も説明を受けたのですけれども、正直なかなか

できるものではないなって。それはやっぱりそれだけの知見があるからこそ、こういったところのデータを出せる。ですが、これ一般的にも出せるデータでもありますので、このデータに基づいてミズナラがこういう形で分布しているということは、正直これは今の現時点での最大限のバックデータというふうに私は理解しております。ですので、先ほど検証するとかというお話はしているのですけれども、あくまであれはどこにどれだけのボリュームの要は材積の木があるかどうかまで1本1本そこまで今後検証していきますので、そうなったときにここに行けばこれだけの40センチの径級以上のたる材に必要なものがあるというのが分かれば、そこにどうやって道をつけたらいいのかとかということも検証していけるということでお話ししていますので、ある程度ミズナラは森町にこれだけあるのだということだけはご理解いただきたいなというふうに思いました。

次に、木炭の売払いの関係だったと思うのですけれども、前回もちょっとお話ししたと思うのですけれども、基本的には今回天然林を択伐していくという方向から皆伐していくという流れにちょっと変えようかなと思っておりますので、そうなるくと太い木ではなくても天然林内にはいろんな樹齢の木が出てくることが想定されますので、先ほどチップ材とかというお話ししましたが、ですので木炭に必要な径級のものも出てくる可能性はあります。そうなった場合、もちろん木炭産業の推進というのはこちらもブランド化しているって考えておりますので、そうなれば売払いということも今後検討していこうというふうには考えています。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今の木炭産業の部分は、これから検討していこうではなくて、今ナラ枯れの対策として、たるのためにはこれだけやりますではなくて、ではナラ枯れ対応のための木炭とたるぐらいの記載してほしかったな。それぐらいもう地元で産業として成り立って、それで生業で御飯食べて森町に税金払っている人がたくさんいるわけだ。なぜそっちのほうに逆に木使ってくれないのだろう。そういうところにも木使いながらこういうのもやるというのだったら、まだ百歩譲って分かるのだけれども、そんなところを僕からすればほっておいて、こっちばかり一生懸命やっている。炭屋さんよりハルキしか見えない、これだと。だから、その辺やっぱり事業の進め方というのを、テクニックかもしれないけれども、ちょっと上手にやってほしいな。

最初の1問目のときに明確に答えもらえなかったのだけれども、50たるでベースに乗るというようなお話だったけれども、50たるで年商幾らで、50たるって1たる幾らで年商幾らかは出てくると思うのだけれども、経費がどれぐらいで、税引き前の利益が幾らで、その売上げを上げるために人工何人携わらなければ50たるを作れないのかとか、その辺もうちょっと踏み込んで説明してもらえますか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

最初に木炭産業の、もちろん森町の産業でもありますし、そこを無視してこの事業を進めていくのかというところは、私もちゃんとそこら辺は考えていますので、ですからもし

天然林内で必要な木炭の材質、径級が出てきたならば、優先的にそこは売払いのことも検討していきたいと思っておりますので、そこは無視しているわけではないということだけご理解いただきたいと思えます。

もう一つ、あと収支の関係で、先ほど50たるというところで、大体1たる20万ぐらいというふうに今は算出しています。そのほかにたるに使われる材料は丸太の全体の10%という、歩留り10%ということになるのですけれども、単純に削りくずとかいろいろあって、残りが多分40とか50ぐらい出てくる。それを単純にチップ化して、あとは製紙パルプにするのかというのはすごくもったいない話なので、その副材もしっかり活用して、副材の分も含めた形で金額のほうは算出しています。ですけれども、その副材は何を作ればいいのかというところは正直まだ検証中ですので、まだその金額を、正直数字だけの話なので、あんまりその数字をここでお話しするとそんなの違うとかという話にまたなってしまうので、たるの金額だけは20万というのは入れていますけれども、それ以外の部分での収支に関しては、ここはあまり数字は出さないほうがいかなと思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○2番（河野文彦君） 収支だとかを今は説明しないほうがいいってどういうことなのだろう。そういうのもこういうのに最終的に議員皆さん判断する重要な材料だと思うのだけれども。それは今は言わないほうがいいって、どういう判断でそういう答弁になったのだろう。それちょっと教えてもらえますか。そして、もし今可能であれば、やっぱり説明しますということで説明していただけるのなら説明、数字等々教えていただければと思えます。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

今数字として押さえることが難しいということがまず1点あるのですけれども、それはこの3年間で試験的な、研究的な要素がすごく大きいので、それらを含めて実際に採算性も含めて精査していきたいということなので、一つ一つそれをクリアしないとその事業可能性という数字的な根拠も示せないということなのです。なので、その辺は仮に押さえているものがあっても軌道修正しながら実態に合やす形で、お示しできる段階でお示ししていきたいというふうに思っているということです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

実際の収支のほうをそうしたら簡単にご説明申し上げたいと思います。まず、収入の部ですけれども、たるの販売価格が全部で売上げ1,200万、48たるで。副材の売上げが400万、交付金が500万というところで、収入合計2,100万という形になっています。それに対して支出ですけれども、人件費の単価も含めて年間で840万、社員2名、パート1名で840万、木材費が480万、あとたが等の費用が48万、あと製材の材積等を含めて、保管料を含めて総額で、すみません、細くなっているのですけれども、大体2,094万円と。ですから、交付金が先ほど500万というお話ししたのですけれども、この500万がなければマイナス500万、そのとおりの金額になってくると。それで、現状としてたるの生産プラスさらに副材の利用というところで、11年度から本数と、あと副材の利用を増やしていくことで最終的にその500万の穴を埋めていくという流れになっております。

以上です。

○6番（野口周治君） 今後考えるために知りたい数字があるのです。売却の単価として教えてくれたらいいと思うのですが、町としてたるでしょう、炭でしょう、それからチップ、それからほだ木も今ありますよね、シイタケなんかの。どれぐらいの価格で動いているのだろうと。今分かりますか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、たるの材料は、大体立米当たり10万ぐらいで今取引されています。あと、チップ材に関しては立米大体1万円ぐらい、もうちょっと低いかもしれない、9,000から1万円ぐらいの間になります。ほだ木に関してはちょっと私も調べていないので、1本当たり幾らぐらいかというのは把握していませんけれども、せいぜいいても2,000円、3,000円だと思うのです、1本。その辺はちょっと立米換算しないと分からないのですけれども、一応今言った2点については木材市況調査という形で毎月道庁が調べている金額表を出していますので、それらに基づいた金額に近いと思います。

○議長（木村俊広君） 炭の立米。

○農林課参事（佐藤 司君） すみません、炭の立米はちょっと私も。炭でという形で売られている立米換算というのはちょっと私も把握してなくて。

（「町の売っている価格あるでしょう」の声あり）

○農林課参事（佐藤 司君） 町では、もうここ二、三年売ってはいないので、過去の実績ちょっと私も確認しないと分からないのですけれども、後でその辺はお示したいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） たる材の価格というのは、収率で割り戻したのが、要は収率を掛けて1割だけ取れたものの値段ですよ。だから、周りはその値段で売らないとしたときの値段。分かりました。

○13番（松田兼宗君） 今日の話聞いてようやくナラ枯れとたるとの関係が見えてきたのですが、なるほどと思って聞いていたのですが、それで話聞いていて思うのは、ナラ枯れ対策の一つとして皆伐すると言っていますよね。するのだと。とした場合に、たる材として利用できるのに40年、50年かかるわけです。とすれば、森町のミズナラのどれぐらいあるか分からないのだろうけれども、それがサイクルとして40年、50年先で回っていくような計算が成り立つと思っているのか。そこまでその部分を考えないと、一つの産業というか、たるの事業として成り立っていないわけです。永久に続けていく話なのだから、この辺の問題というのは。とすれば、その辺を当然考慮しなければならないのだと思うのだけれども、その辺いかがなのですか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、天然林内にあるミズナラは、径級40センチぐらいになるまでというのは正直40年、50年でなるのは難しいと思います。ですので、最低でも60年以上か70年ぐらいでようやく陽樹と言われる日が当たっているところのミズナラが成長よくて結構そこまで径級として太くなるというふうに言われていますので、正直そこもやっぱり天然林内の環境に応じて、正直分からないので、今回皆伐してみて、実際どれぐらい出るかというのも少し把握、検討する余地はあるかなと思います。

継続可能性ということで、その年数も60年とか70年、80年ってそれぐらいのサイクルで取り出すとしたら、ようやくたる材として使われる、それを本当にずっと継続できるのかというお話かと思うのですが、正直そこも今あるミズナラの立木、40センチ以上の立木が3年間の研究の中でどれだけあるのかという可能性を調査いたします。その中で、たるとして何たるぐらい作れるというのが収支として合うねというようになって初めてこの事業が成り立つことができるかなと思っていますので、だからといってもうけるためにたくさんたるを作って、そしてそれで収支を合わすというのは非現実的だなと思っています。なので、この町の中で、この小さな町の中でもちゃんと成り立っているたるの価格とか、そういう取引の中でプレミアをつけてやっていくことでようやくこの事業として成り立つところを検証して事業として進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） それで、ナラ枯れ対策というふうには見えてこないわけです。ナラ枯れ対策という部分に関して、この事業というのは。その部分が皆伐するってなると、木がなくなる、それ以前にナラ枯れでどんどん広がって行って、函館の公園の中でもかなりの部分がナラ枯れにニュースでもやられるほどに最近なっているわけだから、どんどん増えていくわけです。とすれば、全然対応が間に合わない状態になって、ナラ枯れ対策にはなっていないのではないかと思ったりもするわけです。とすれば、もっと長期的な問

題で考えたら皆伐するというのは間違いなのではないというふうに思っ、私自身が素人ながら思ったりもするのですけれども、その辺いかがなのですか。

○農林課参事(佐藤 司君) 今回ミズナラの分布図でご説明したとおり、暖かい標高の低いところから今回函館で発見された公園、まさに低いところでナラ枯れが発生して、そしてどんどん広がっていつているという状況になっています。ですので、標高の低いところから、そこは暖かいからということなのですけれども、低いところから高いところにどんどん上がっていくというのは証明されていますので、ですので今回重点地区ということで標高の低いところをしっかりと調べて、その標高の低いところをまず伐採することで虫が来てもすみつく場所がないから違うところに行こうという話になってくるというふうに想定しています。ですので、一本でも二本でもそこにもし残っていたら虫が寄りつくという可能性がありますので、ですから皆伐、できるだけ木を切ることでそれを避けていくということの想定です。

以上です。

○13番(松田兼宗君) ということは、皆伐ということはナラ材を将来的になくするという方向にならない。そうとしか思えないのだ、ナラ枯れ対策の方法として。とすれば、ええって、50年先に全然なくなるということになるのではないのと思うのだけれども、いかがですか。

○農林課参事(佐藤 司君) お答えいたします。

ナラ枯れは、現時点では標高500メートル以上にはつかない、発生しないということが分かっています。ですので、500メートル以下の標高に対して、どんどん皆伐するなり、処理をしていくというところが一つのこの起点となっていますので、ナラが全部なくなるとか自然が破壊されるということは現状としては、500メートル以上は少ないのですけれども、今のところはないと思います。

以上です。

○議長(木村俊広君) 相当時間も経過していますので、この件に関してはそろそろ終わりにしたいと思いますけれども、いいですか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) それでは、説明員交代します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時03分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2、保健福祉子育て課、さくらの園、総務課関係の議題に入ります。

特別養護老人ホーム(シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園)の統合について

を議題とします。

初めに、資料、特別養護老人ホームの統合について。

○町長（岡嶋康輔君） 特別養護老人ホーム統合に関し、まず私のほうからご説明させていただきます。

社会福祉法人さくら福祉会が運営するシャリテさくら、シャリテの森と町立施設であるさくらの園との統合については、この間町直営での運営を行うべく検討を進めてまいりました。しかし、統合後のあるべき運営体制について考えをめぐらせる中で、本当に直営でよいのか、統合後の町財政に過度な負担を残さないか、職員の身分をどう整理するのかといった課題を総合的に検討した結果、統合後の運営は町直営ではなく社会福祉法人さくら福祉会による運営とする方向へ大きく方針転換するべきとの結論に至りました。

この方針転換の最大の理由は、現在シャリテさくらで勤務している職員の能力の高さと管理体制の水準の高さを詳細な精査の中で確認できたこととあります。統合に向けた分析の中で明らかになったのは、従来型50床の運営はコロナ以前においては極めて健全に黒字を維持していたこと、そして現在も事務及び相談支援部門の職員が高い能力を有し、現場の介護職員と共に質の高い介護環境を維持しているという事実であります。これらは外部環境によって収支が悪化したのであって、組織そのものが弱体化しているわけではございませんでした。この事実を踏まえたとき、町が直営化し、全職員を公務員化することが最適解であるかについて疑義が生じました。むしろ現在の社会福祉法人としての柔軟な運営体制を生かすほうがさくらの園とシャリテさくら両方の介護職員の戦力を最大限に発揮できると考えました。また、本年度外部委託により行った経営統合コンサルティング業務の収支のシミュレーションでは、統合のスケールメリットによりさくらの園に対する一般会計からの繰り出し及び社会福祉法人に対する財政支援の合計額よりは幾分支出は抑えられておりますが、今後も人件費や物件費は高騰するものと考えられます。特に人件費については、町直営の場合、施設の収支にかかわらず人事院勧告等による給与改定は行わなければならない、将来にわたり経費の最適化を図れないものと考えます。以上により特別養護老人ホームの統合は、町直営ではなく社会福祉法人での事業継続を選択したものであります。

令和8年度当初予算審議の直前というタイミングでの方針転換となりましたことは、数多くの議案をご審議いただく中で議員各位に追加の検討負担をお願いすることとなり、率直におわび申し上げます。しかしながら、本件は単なる運営方針の修正ではなく、令和8年度に計上しております統合関連予算の位置づけそのものを変更し、予算の上程根拠及び議会における判断材料に直接影響を及ぼす重大な内容であると認識しております。そのため、審議入り後に前提条件が変わる事態を避け、議会として正確な前提の下でご判断いただくことが最も適切であると判断し、予算審議前の段階で表明させていただきました。

私のほうからは以上となりますが、引き続き副町長より統合の方向転換に関わる概要を説明いたします。

○副町長（長瀬賢一君） それでは、私からは、お配りしている議会全員協議会資料に基

づきご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。特別養護老人ホーム、シャリテさわら、シャリテの森及びさくらの園の統合についてご説明させていただきます。まず、統合の基本方針の転換について。これまで町では社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら、シャリテの森と町立施設であるさくらの園を町直営の施設として令和9年度中に統合する方向で検討を進めてまいりました。しかしながら、統合後の持続可能な運営体制や財政負担の在り方、運営の効率性などを総合的に検討した結果、統合の基本方針を転換し、社会福祉法人さわら福祉会が事業を継続し、社会福祉法人運営の施設として統合することといたしました。この方針転換に伴い、特別養護老人ホームさくらの園は統合をもって閉園といたします。

統合後の施設利用について。現在シャリテさわらに入所している方は、引き続き同施設を利用していただけます。さくらの園の入所者につきましては、地域密着型シャリテの森へ移転する予定であります。また、さくらの園の職員は、統合後も継続的なケアを確保する観点から、シャリテの森へ移転した旧さくらの園の入所者への対応を原則といたします。なお、地域密着型施設は、法の定めにより定員29人が上限となっておりますが、現在ショートステイ用として確保している10室を従来型に転換し、最大39室を確保できないか関係機関へ照会を行っております。参考までに現在のさくらの園の入所者数は42人です。

統合のスケジュールについて。現在のさくらの園の入所者及び職員は、令和9年3月上旬から順次移転を開始し、3月31日までに移転を完了させます。そして、特別養護老人ホームさくらの園は、令和9年3月31日をもって廃止いたします。これに伴い、令和9年3月議会においてさくらの園条例を廃止するほか、関係条例の改正を上程する予定であります。新たなシャリテさわら、シャリテの森は、社会福祉法人の運営の下で令和9年4月1日から開始いたします。

2 ページをお開き願います。さくらの園の職員についてでございます。現在さくらの園に勤務している職員につきましては、主に介護、看護の部門の職員を最大5年間シャリテの森へ町から派遣する予定であります。人件費負担の考え方につきましては、別紙のとおりですが、派遣職員の給与は町が支給し、法人職員と仮定した場合の給与相当額については法人に負担いただき、その差額を町が負担する仕組みとしております。詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明いたします。

なお、会計年度任用職員のうち派遣対象とならない職種、職員については、町の他部署への配置転換を最大限検討いたしますが、受入れ部署がない場合は令和8年度末をもって任用を終了することとなります。統合後は、派遣期間中に退職者が生じた場合の人員補充は町では行わず、法人が採用することとしております。

協定書の取扱いについて。現在さわら福祉会と取り交わしている統合に関する協定書は、公設公営、いわゆる町営での統合を前提とした内容となっております。今回基本方針を転換することから当該協定書は一旦効力を停止し、協議が調い次第改めて協定書を取り交わす予定であります。時期は令和7年度末をめどとしております。

第10期森町介護保険事業計画について。第10期森町介護保険事業計画では、2つの施設を統合し、合計79床とする前提で計画を策定する予定です。今回の方針転換により運営する主体は町から社会福祉法人へ変更となりますが、入所できるベッド数はこれまでどおり79床で変わらないためベッド数は変更せず、運営主体が法人となる点を反映した内容で計画を策定する予定です。

統合方針転換による令和8年度当初予算への影響について。統合の方針変更により、令和8年度当初予算の取扱いについて整理いたします。まず、特別養護老人ホーム統合支援業務委託462万円につきましては、契約を行わず、例年開催しております森町議会4月会議において全額減額補正を行います。次に、社会福祉法人財政支援補助金9,540万円につきましては、4月下旬に資金ショートが見込まれることから、4月から6月までの四半期分2,610万円を執行した上で、残額については4月会議で一旦減額補正を行います。その後7月以降の支援額について改めて精査し、6月会議において再度補正予算を上程したいと考えております。

統合推進人材について。現在町が任用しております統合推進人材につきましては、令和8年度以降も引き続き任用し、統合に向けた調整業務を担っていただきます。また、統合後につきましては、一定期間法人へ派遣し、施設運営のサポートを行う予定であります。

以上、統合の方針転換に係る概要についてご説明をさせていただきました。3ページ以降につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、資料3ページ、老人福祉施設統合後の旧さくらの園の職員についてご説明いたします。

現在さくらの園に勤務している職員につきましては、主に介護、看護の部門の職員を最大で5年間シャリテの森へ町から派遣する予定でおります。さくらの園には介護職員をはじめ看護や相談業務員等、様々な職種の職員が在籍しておりますが、対象となる職種や人数の詳細については今後決定していきたいと考えております。

人件費負担の考え方についてですが、当町より派遣となる職員の給与等については、当町の給与条例等に基づき町が支給いたします。また、共済組合の事業主負担分、退職手当組合負担金についても町の予算から全額支出しますが、当該派遣職員がシャリテの森の職員であると仮定し、その職員の給与額をさわら福祉会が定めている給与規程で算出した給与額及びそれに伴う社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などの事業主負担分については、さわら福祉会の負担といたします。資料中段に負担に関する例を示しておりますので、ご参照願います。先ほどの説明と少し重複いたしますが、派遣期間中の職員は町職員のため、町が給料を支払いいたします。さわら福祉会には支払い実績に応じて給与費負担金として町に納めていただくことといたします。なお、派遣期間中は町職員の身分を有しますので、各種服務義務、休暇制度、懲戒基準などについては全て町の規程を適用いたします。

最後となりますが、町職員の派遣について規定している森町公益的法人等への職員の派

遣等に関する条例では、会計年度任用職員は派遣できない職員として定められておりますので、入所者の異動に伴い職員が派遣となる期日の詳細が決まりましたら、しかるべきタイミングで条例改正を行い、会計年度任用職員を派遣できるようにしたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） 次に、資料、統合経営コンサルティング業務報告について、柏渕さくらの園園長、説明願います。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議会全員協議会資料4ページを御覧ください。この横のです。これの4ページです。ここでは経営統合コンサルティング業務報告書の概要について説明しております。

1、報告書の目的。まず、本報告書の目的ですが、森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森を統合するに当たり、統合に伴う課題の整理、財務シミュレーションの実施、統合に向けた準備工程の整理を行い、令和9年度の統合に向けた基礎資料を作成することを目的としております。

2、報告内容でございます。（1）、現状分析と課題抽出。まず、現状の財務状況、要介護者の将来需要予測、そして両施設職員へのヒアリングを通じて統合に伴う課題を抽出しております。特に職員からは業務の統一が必要であること、慣れない運用に対する不安、運営方法の違いによる心理的負担など、実務面と心理面、双方の課題が挙げられております。

（2）、新体制の構築と試算。次に、新体制の検討です。取得可能な介護報酬加算の整理、給食体制の検討、統合後の人員配置等の作成を行いました。特に人員配置については、統合推進人材に協力を得ながら実際にシフト表を作成し、現実的に回るかどうかを検証してございます。

（3）、統合後3年の財務シミュレーション。令和9年度から令和11年度までの3年間について収支シミュレーションを実施しております。その結果、給食を自前で提供する場合は赤字縮小は見込めない。給食を業務委託とする場合は、3か年平均で約886万円の赤字縮小が見込まれるという試算結果となっております。

4番、統合までに必要な諸手続でございます。統合には単に施設を移すだけでなく、許認可申請、受託契約の整理、入所者、ご家族への説明、契約更新手続など多岐にわたる事務作業が発生します。そのため手続の漏れがないよう作業内容と時期を精査し、工程を整理しております。

続いて、資料2でございます。森町・さわら福祉会特別養護老人ホーム統合コンサルティング業務報告書の1ページを御覧ください。ここでは、令和6年11月21日の財政支援要望書提出を起点に、町議会が当面の施設閉鎖回避と令和9年度統合の中長期対応を並行して検討してきた経緯が時系列で整理されてございます。

次に、資料2、2ページから5ページの内容でございますけれども、ここでは統合に向

けた課題として、(1)、イニシャルコストの算出、(2)、現状財務と需要予測、(3)、介護サービス提供体制の確立が整理されています。特に重要なのは3ページの本業収支、介護サービス収支で合算マイナス1億3,037万6,000円の赤字という点でございます。また、4ページの要介護者需要は、令和9年から令和11年で横ばいで想定されてございます。

続いて、資料2の6ページから13ページの内容でございます。6ページの介護報酬は今後1.0%程度増を仮定、8ページの定員79名、特養50床プラス地域密着29床、稼働率95%を想定、取得可能な加算は全て取得したという前提でございます。その上で支出面の大きな論点が給食でございます。12ページを御覧ください。12ページの年間コスト比較では、自前8,515万7,000円、業務委託6,943万4,000円、クックチル7,012万5,000円となり、業務委託が最も安く、自前より約1,572万3,000円削減と試算されております。

次に、資料2の14ページから16ページでございます。14ページを御覧ください。14ページのユニットケア研修費用でございます。251万8,000円。15ページを御覧ください。15ページの人件費は年3%上昇、経費は0.6%上昇の仮定でございます。16ページを御覧ください。イニシャルコストは合計971万8,000円で、令和8年度に753万2,000円、令和9年度に218万6,000円が見込まれてございます。

(何事か言う者あり)

○さくらの園・園長(柏渕 茂君) その区分でございますね。ちょっとこれ後で、すみません、もう一度説明させてもらっていいですか。ちょっと今ここ区分は……ごめんなさい。上段の四角で囲った表の中に令和8年度分イニシャルコストの初期費用一覧というところで1番から5番までが令和8年度でございます。6番から8番が令和9年度ということで、令和8年度にこれが753万2,000円、令和9年度に218万6,000円、これがそれぞれ見込まれているという分類でございます。

続いて、17ページから25ページまででございます。まず、17ページ御覧ください。統合初年度、令和9年度の収支差額は、まず次18ページを御覧いただいて、給食自前、下段のほうにマイナス1億2,718万6,000円、これはイニシャルコストを除くという試算でございます。次に、22ページでございます。御覧ください。22ページの給食委託をした場合にはマイナスの1億1,146万3,000円、イニシャルコスト除いてマイナスという試算してございます。つまり委託のほうで赤字幅が1,572万3,000円縮小するという試算になってございます。

次に、23ページを御覧ください。23ページの統合前合算赤字1億3,037万6,000円と比べると、委託の場合は1,891万3,000円の赤字縮小という説明でございます。

続いて、24ページを御覧ください。24ページの3か年平均でも自前1億3,824万1,000円、25ページの委託1億2,151万8,000円で、委託のほうで小さくなる試算でございます。

最後に、26ページから32ページでございます。26ページ見ていただきたいのですが、許認可、契約、棚卸し、家族説明、契約更新、データ移行、運営推進会議など統合実務が挙げられ、令和8年度に準備を具現化し、令和9年度に開始をする工程表が示されて

ございます。

続いて、先ほどの横の議会全員協議会資料、この5ページ御覧ください。この横のやつです、最初の。5ページでございます。まず、1番、概要でございます。統合推進人材は、森町における高齢者福祉を安定的かつ効率的に運営する体制を構築することを目的として令和7年12月より任用しております。令和8年度も引き続き任用し、両施設間の調整、町と法人の協議、統合実務の設計を担っていただく予定でございます。

2、これまでの業務実績。令和7年度は、主に人事労務管理の可視化、人員配置の最適化、施設、設備、ICT整備案、職員間の相互理解の促進に注力してまいりました。統合前段階として現状の問題点を見える化したことが大きな成果でございます。

3番、令和8年度の業務予定でございます。令和8年度は、より具体的に業務フローの標準化、各種委員会の規定整備、契約、法的整理、ICT機器導入検討など実務段階へ移行します。

4番、予算でございます。人件費等として特別会計で1,001万6,000円を計上し、一般会計から繰り入れる予定でございます。

次に、資料の3と書いている資料でございます。次に、資料3を御覧ください。施設統合推進に関する経過報告書の1ページを御覧ください。統合推進人材としてのこれまでの実績が4つの観点で整理されております。特に重要なのは両施設間で年間休日日数に20日間の乖離があることを特定した点でございます。これは、統合後の不公平感、離職に直結する可能性があるため調整が必要としております。また、夜勤体制については、当初3名案から実人数シミュレーションにより2名夜勤を適正と再設定した点も持続可能性の観点で重要になります。

続いて、2ページを御覧ください。ここでは稼働率、介護度、加算取得などを管理する月次報告フォーマット案を作成し、現場と経営層が同じ数字を共有し、迅速判断できる体制をつくるという方針でございます。

今後の予定として、業務フロー標準化とマニュアル整備、各種委員会の組織化と規定整備、法的、契約関係の統一、ICT機器の選定と試行が示されております。

私からの説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 次に、資料、社会福祉法人財政支援補助金について、宮崎保健福祉子育て課長、説明願います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） それでは、議会全員協議会資料のほうにお戻りいただきまして、6ページを御覧願います。社会福祉法人財政支援補助金についてご説明させていただきます。

提案理由であります。森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さくら福祉会が運営するシャリテさくら及びシャリテの森統合までの間、介護難民を出さないことが必須であり、当該法人の経営継続が必要不可欠であることから、令和7年度に引き続き財政支援補助を行うものです。財政支援額につきましては9,540万円となっております。

本予算は、令和8年4月から6月までの期間、資金ショートさせないための財政支援額2,610万円を執行し、残額については令和8年森町議会4月会議にて減額補正し、統合までに必要な財政支援額を精査した上で、改めて令和8年森町議会6月会議へ補正予算を上程させていただく予定です。

資料ナンバー4、令和8年4月から6月特別養護老人ホームシャリテさわら資金収支見込み一覧表を添付しております。各月において資金がショートする前に財政支援を行った場合、4月から6月までの財政支援額の合計が2,610万円となります。

社会福祉法人財政支援補助金についての説明は以上となります。なお、その他の資料として、令和8年2月10日実施の特別委員会及び令和8年2月17日実施の議会全員協議会で請求のあった資料を提出しましたので、ご確認ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 以上で説明が終わりました。

ここで3時45分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時45分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○3番（高橋邦雄君） まず、基本的な方向転換、180度変わったと言わざるを得ないような今回なのですけれども、この数日間で社会福祉法人のほうに統合するというような転換されたことなのですけれども、これは当初直営にする案のときも社会福祉法人に統合してはということが出ていたのです。ここに試算されたこの数日間でどのような話合いがあったのか、ましてやこの資料が提示された件で、この中身を精査して社会福祉法人に統合を決断されたのか、それはまず町長にお伺いしたいと思います。

次に、施設利用なのですけれども、現29床上限となっております、地域密着型です。ショートステイを10床をこれを従来型に転換するというような考えなのですけれども、施設配置法で定められているものではショートステイ10床という形で動いて、これ新しく新年度に法改正というのは見込みがまずあるものなのか。このショートステイの10床の取扱いというのは、あくまでもこの10床を回転率を増やしながら施設への待機者という使い方を今までされていると思うのですけれども、この回転率を年間平均してどれぐらいの数字で試算できるものなのか。稼働率100%にした場合です。地域密着型29床を再開しますよね、29床で。これ大体年間100%の稼働として1億4,500万、これが地域密着型ショートステイ、これ10床で再開した場合が約4,700万ぐらい、100%回転率で多分数字は計算されます。処遇改善資金として、地域密着型29床、これ処遇改善で29を1年間12で掛けますと約1,300万というような数字が試算されるはずです。そこの部分を見越して今回社会福祉法人統合

に踏み切ったのか、そこもお伺いしたいです。

次、さくらの園の職員の件なのですけれども、最大5年間シャリテの森へ派遣すると書いてあるのですけれども、会計年度職員の処遇、待遇なのですけれども、他部署への配置転換を検討するが、受入れ部署がない場合は令和8年度をもって任用を終了するというちよっところいうすごく斬新な提案がされているのですけれども、1年契約は分かるのですけれども、従来も施設で働かれた人もいますのですけれども、その方にとってはすごく重大な問題になってくると思うのですけれども、今日説明あったので、その職員に対しての説明はこれからだと思うのですけれども、その部分をきちっとフォローできるような形で、あくまでも会計年度職員といっても町の職員ですから、その対応策をきちっとしていかないと大変なことになると思うので、きちっとそこもやるのか、やらないのか、確認しておきます。

次、統合支援事業委託なのですけれども、コンサルになります。これは今の現状ですと契約は行わないと。全額減額補正するということなのですけれども、これはコンサルの方にきちっと了承を得られているのですか。あくまでも前年度からはコンサルで調査してもらおうという形でいっていたのですけれども、これを急遽契約しないとなると、相手の考えもあることですから、その対応策というのはきちっと町のほうでは練っておられるのか、その点お伝えください。

○町長（岡嶋康輔君） 細かいところは担当の課長から説明させます、足りないところがあれば。

まず、今回この統合を方針を転換するところの判断根拠でありますけれども、基本的に今統合推進人材が現場に入っております。そして、その中で現場職員、現場の働いている日々のオペレーション、様々なものを評価して報告いただきました。その点がまず1つ。そしてまた、これは私もちよこちよシャリテさわらのほうに出向きまして、直接ヒアリング等々は行ってはいないのですけれども、様々な運用の状況とか、当然この間もシャリテさわらの理事長、専務理事、そしてまた現場の場長、様々な方々といろんなお話をさせてきていただいております。先ほど冒頭の副町長の説明、私の説明の中にもありましたけれども、現状当初考えて想定できなかったシャリテの現場の方々のそういった能力の現状というものがこの間統合推進人材の報告等々から分かってきた、それが全ての判断の源でございます。

そしてまた、この方針転換の方針を指示いたしましたのは先々週ということでございます。その中においては、今まで直営で行っていきと、そういう方針の中で各職員皆進めてきておったものですから、その辺に関しては私のトップダウンでの決断というところで捉えていただければいいと思います。

地域密着型の回転数等々の細かい数字に関しましても、今ショートステイの10床に関しては担当部局のほうに、担当省庁のほうに確認している状況でございます。そういった中においても今回の例えばうちから派遣する職員の給与相当分、向こうのシャリテさわらで

働く分の相当分を戻してもらい、そういった仕組みですとか、そしてまた社会福祉法人という経営体で運営する中においては、様々な発注等々においても共支出に比べ減額要素がかなりあるのかなというふうに捉えております。先ほど担当課の説明からも統合のコンサルティングが上げてきた資料における数字以上に今回のこの方針転換後のスキームを活用しますとかなりの財政負担を軽減できる、そのように考えております。

そして、もう一点、会計年度任用職員の扱いに関しましては、これは当初からこの2つの施設を1つにするという中においては、当然こちらにも向こうも全職員をそのまま必要であれば必要な分だけ人数を確保するという、それは前回からも変わっていない、そういった状況であります。そういった中においては、人数の精査というのはこれは当然起きてくることであるし、その中においては会計年度を令和8年度中でこれは終了するという判断も生じてくるのかなと思っております。

そしてまた、コンサルの了承というところに関しましては、これは単年度予算でございますし、ある程度の打合せは担当課のほうで進めていたのかなとも思いますけれども、これは当然議会の予算が承認されて、必要であるというところがひもづいて初めて業務委託というか、そういう委託業務の発注となりますので、必要なければこれは発注をしない、そういったことになるのかなと思います。

ひとまず私からは以上です。

○3番（高橋邦雄君） 方向転換をしたのは、町の財政負担の部分もありと。それと、地域、町民、利用する方にとってもこれがベストな選択だということでもまず理解でよろしいものなのか。まず、シャリテさんの職員の能力もありますけれども、この部分にシャリテとさくらの園を比較するものではないのですけれども、いろんな文書で書いてあるのですけれども、それはあくまでもその個人、個人の能力であって、総合的な統計を取ったものでは僕はないと思っているのです。民間のやり方と直営のやり方ってちょっと違う部分も出てきている部分もあるので、加算も違います、確かに。そこの部分が違うので、そこで比較するのはちょっとどうだろうということだと思うのですけれども、町長がこういうような方向転換するからにはもう社会福祉法人の方とはきちっと話はある程度の部分はできているのだと認識するのですけれども、一番重要視していただきたいのがこれが地域のために本当になる選択なのかというのをきちっと整理して、そこを町民に伝えるお言葉というのは、僕はかなり重要視しなくてはいけない部分であると思っております。あくまでもこれさくらの園の職員がすごく不安材料になって、ましてや会計年度職員に対しては打ち切られるというような危機感もありながら不安で仕事される状況もあるので、そこの部分も踏まえて理事者としてきちっと伝えていかななくてはいけない部分もあるので、そこはきちっと町長の口からお伝えできる部分ですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当にこの社会福祉法人での運営が地域のためになるのか、非常にいろんな観点からこれは判断されるものなのかなと思います。1つは入所者の立場から、そしてまた雇用とい

う立場から、そしてまた町の財政という立場から、観点からいろんな評価をしなければならぬのかなと思います。まず、入所者様の環境に関しましては、これはまずは1つに統合するということにおいては、統合の実際の進捗のオペレーション上はこれは社会福祉法人であろうが、直営であろうが、1つの施設に統合するという行為の中においては同じことをまずはしなければならぬと思います。そしてまた、入所後のサービスの向上という点においても、これは特段それぞれの職員さんを定量評価して並べて判断したということではなく、これは本当に私町長としての感覚というか、考えの中ではあるのですけれども、非常にこの施設を統合するという決定してから、そしてまた統合が完了してからのことも含めて、何か直営というところの中において全てが課題も何もかも包み込まれてしまう、そういったある意味一服ついてしまう、根拠のない安定志向がついてしまう、私はそういったものが非常に懸念を感じております。これは結果論でありますし、実際そんなものやってみなければ分からないって言われてしまうと、それは何とも反論のしようがないところではあるのですけれども、この間先方の理事者とも話をさせていただきました。社会福祉法人として今まで培ってきたそういった介護の現場のオペレーションですとか、また社会福祉法人だからこそ受けれる民間、そういった機関の補助とか様々なメリットがあります。そういった面においては、本当に運営する上においては社会福祉法人での運営が私は一番合理的なのかなと思います。そしてまた、当然町の財政負担が減少されるということにおいては、本当にこれはメリットのあるものなのかなというふうに考えております。

そしてまた、職員に対してということでもありますけれども、これは先ほどもお話しさせていただきましたが、やっぱりこれは当然施設を1つにまとめるという総体的なサービスの量の減少というところを見れば、私は必要なサービスの中において必要なそういった職員の配置というものが考えられるのかなと思います。これは当然必要不可欠な判断でありますし、必要量に応じて職員を維持していく、そのようになるのかなと思います。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） それでは、1点だけ、ショートステイを従来型に10床切り替えるという、関係機関に照会を行っているのですけれども、もう既に資料に載る前に照会を行っているはずなのです。どういう状況でこれが従来型にできるのか、現法では多分無理だと思うのです、現法では。もしこれが新年度に替わって法改正がなれば特例として可能な部分も出てくるかもしれないのですけれども、その部分できちっと関係機関と調査して、もう分かっている部分があったら今ここで説明してください。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

ショートステイの部分の取扱いですけれども、先ほど説明あったとおり今照会中で、実際にここに書かれているように10床必ず確保するというのではなくて、そういうことも検討していくという部分もありますので、次年度ですか、来年度策定委員会がございますので、介護保険事業計画の中でそれも含めて対応していきたいというふうに考えております。ですので、今ここで照会中という部分に関してはまだ回答は出ていませんので、ご理

解いただきたいと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） 町長に確認しておきたいと思います。相当なる方向転換をされたということで、決断したと、そういうふうに思っております。特別養護老人ホームの統合については、報告書、資料1から資料4、その他の資料についてシャリテさわらと全て合意に達したというふうに受け止めて、社会福祉法人になるということだと思っております。この報告書を提出したと思っておりますので、それで異議はございませんね。今のところこういうことを言って、もう既にシャリテさわらと話し合い、合意に達したということですから、それはそれで社会福祉法人で執行するというところでございます。それで、全てのこの統合については、責任は全て町長が持つということでご理解してよろしいですか。はっきり教えてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当初からの直営の方向性、そしてまた今回方針転換させていただきました社会福祉法人での運営への転換、これも全て私の判断で行ってきたところでございます。この判断に起き得る全てのものは、どういう形であれ当然ながらこれは町が絡んでいる私町長の全責任だと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） まず、資料を提出していただきたいのですけれども、資料ナンバー2の1ページ目には議会の時系列が載っているのですけれども、議会ではなくて、町側が一体どの時点でどういう判断をしていったのかというのがさっぱり分かりません。先ほど町長がおっしゃった推進委員からの報告でこれを決定したというふうに聞こえたのですけれども、ナンバー3の資料によりますと、私たちが知らせを聞いたのは2月20日です。2月20日あたりにそういう知らせを聞きましたが、この報告日というのは2月24日です。そして、私たちがこの推進委員に報告をしてほしいと言ったのは、2月10日の特別委員会でも言いましたし、16日か17日に行われた特別委員会でも報告書を出してほしいと言ったけれども、一切出てこないで、町長はそれによって決めたとするけれども、この報告日というのが24日なのです。この時系列も全然分かりませんし、またこの推進委員に関しましてもこちらのほうのその他の資料という中の1ページ目に職務経歴書というのがありますけれども、私こればつと見たとき記入例なのかなと思って、人をばかにするのもいいかげんにしてほしいとか、全く何も出せないものというのがあり得ないですか。森町1,000万も出してやってもらう人の経歴が全く分からない。その出せない理由というのを、全てを退職しているのかというのもこの間一応聞きましたけれども、何の主張があっても何も出せないのか、理由が知りたいです。その理由がちゃんとしていけば納得できますけれども、この職務経歴だと私だって〇〇だったら書いたって全然問題ないってなってしまうのですか。これを提出して、資料として出してくるところがまず分からないのです。

それと、職員に対しまして、これは職員にもう了承を得ていることなのかということ、最大5年ってなっていますけれども、5年後の行き先というのはもう決められているのでしょうか。それと、さくらの園の入居者のみを見るってなっていますが、5年たつ前に減少して、またはゼロになった場合の対応とかもちゃんと考えられているのかということと、あと、いいですか、すみません、今回補助金の予定額が2,610万円。今まで一番最初が6,800万、その次にこの間出たやつ、これ一番高いのです、月に直すと。870万ぐらい。なぜこの金額になるか。シミュレーションとかして行って、きちっと経営ができると分かったからそちらに統合するということにしたと思うのですがけれども、このままでいくところの支援はいつまで続けるつもりなのか。今一番高いこの補助金額というのをなぜ、何を基に出してきたのかということをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） まず、私のほうから職員の関係についてご説明いたします。

まず、職員の派遣期間は5年ですけれども、その後5年後はどうするのかということですが、5年後については、基本的に正職員については終身雇用を前提としておりますので、5年後引き上げた上で何かしらの部署で働いていただくようなことを今検討しています。会計年度任用職員につきましては、その職員の名前のおり会計年度での任用になっていますので、5年後、派遣期間の最終年度が終わった段階で今のところでは町として雇用を更新する予定はありませんので、そのままシャリテのほうで勤務していただくか、あるいはほかのところで働いていただくことになるかと思えます。

なお、先ほど冒頭副町長から説明あったとおり、派遣職員の退職補充、これは定年、自己都合を問わずですけれども、退職の補充についてはもう町では行いません。あくまでも法人のほうで採用していただくということになりますので、ゼロになった分については、その補充はさわら福祉会のほうが補充することになると思えます。

以上でございます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、私のほうからこれまでの経緯についてまず1点お話しします。

資料の報告書の1ページ目載っている部分でございますけれども、これが時期と議会の動きと実際の決定した時系列が分からないという点でございますけれども……

（「町側の時系列が欲しいんです」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それについては、ちょっと検討させていただいて、再度作り直さないといけないものですから、別途提出させていただきます。

あと、人材のほうのまずその他の資料ということでこの〇〇商事という部分で、実際の会社名が載っていないということに対して今議員おっしゃっている、これ載せないと分からないのではないかという話だと思うのですが、ここら辺もちょっと協議して、本来もともとがそういう過去の法人名あまり断定できないような形でということで作成した資料でございます。これについてもちょっと中で協議させてもらった上で、提示するかどうかということを検討させてもらえればと考えてございます。

私のほうからは以上です。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 私のほうからは、補助金のこの3か月分が高いという部分についてお答えいたします。

単純に9,540万を12で割り返して1か月当たり幾らというふうに出せば、金額的には7,950万となるのですけれども、それよりも、約800万ですので、掛ける3で2,400万、若干高くなっているのですけれども、やはり老人ホームのほうの支出の部分というのはばらつきがございますし、この3か月の中には特別手当の支給月というのが含まれておりますので、どうしてもここが割高になってしまうという現状があります。そういう部分も職員の方にとってはやはり給与だとか特別手当というのはある程度当初から見込んでいますので、そこの部分を考慮して、そこについてはそこの支給がちゃんと行われるように配慮した結果でございます。

○町長（岡嶋康輔君） 1点、職員に承諾を取っているのかというお話があったと思います。そこは私のほうから答弁させてもらいたいと思うのですけれども、ご質問の趣旨がちょっと違ったらまたご指摘いただければと思うのですが、そもそも統合をどのようにするかということに関して、それを職員のそういった承諾、身分のことをどうのこうのということに関して承諾が得られるから統合の方針を進めるという観点では進めてきませんでした、私は。先ほどお話ししたかどうかちょっとあれですけれども、直営にしなければ、直営でいかなければならないと判断したその一番の要因は、そこまで今シャリテさわらの施設の中で運営の状態、またそういったものが今ご説明させていただいたような状況ではないと想定しておりました。そのため、町のほうで全てを受け入れ、直営として再開するのが一番の方策なのかなという考えでありました。しかしながら、そうではなく、新たにシャリテの今の現場のそういった状況が明るみに出てきたところにおいては、社会福祉法人でという判断に至ったというところでございます。ですので、当然これは職員の身分にも関しますし、いろいろな手続はございますけれども、最終的な町の財政、様々なことを勘案して取り得る最終的な形に合わせて職員に動いていただくと、そういう状況になるのかなと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） だから、今おっしゃったように職員には直営でやるという説明をしていて、その後の説明はしたのかということなののですけれども。ここに書いてあるように介護、看護など職員数については今後決定するってなっていますけれども、では決定数からあぶれた人たちというのも一定数現れるのかなと思って、先ほども、答弁漏れなのですけれども、5年後の行き先、どこかに行ってもらおうということで、その5年間の間にもうさくらの園から行った方たちが減少して行ってゼロになった場合とかというのは、そのまま5年間やはり職員はシャリテのほうで働くということになるのかということの方が分からないなと思うのと、あと前も職歴、前のときはバツバツだったか分からないのですけれども、こういうふうに表示していなかった。そのときに私たちの説明にはまだ勤めているか

ら出せないのだって言われたと思うのです、説明。何でこの職歴を言葉で、どこどこに勤めていたというちゃんと名前が出せないのですかって聞いたときに、前はまだ現職で勤めているから出せないのですって言われた覚えがあります。でも、もうこの方は辞めて、さくらの園に勤めていらっしゃるということになるのであれば出せるのではないかなと。今日もほかの方たちの職歴ではないですけれども、職歴か、も普通に、森町で勤めている方たちの職歴という、固定資産とかの方たちも普通に職歴を出す、それが出せないというのは何か私には理解ができないのです。その辺りももう一回お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほどの質問の中で答弁していなかったことですが、職員に対しては今回のことについてはまだ説明しておりません。今日議会全員協議会でこのことを説明させていただいた後、速やかに職員にも説明の機会を設けて説明したいと考えております。

以上でございます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、29人移動します。そうすると、そこについてはさくらの園の職員が原則見ていくような形になります。その中で、要は職員が減ったりした場合ということでございますよね。

（「入園者」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 入園者。入園者が減っていった場合については、当然募集をしていきながら、その施設として募集をしていきながら見ていくという形になりますので、あくまでも今度ミックスした状態で、それぞれが不足の入園者が出た場合には募集をかけていきながら補充をしていって、シャリテさわらは50床、さくらの園の見える部分の29床、それを満床にするような形で、お互いの相談員等々も入ってまいりますので、そこで募集をかけながら、入所者を状況を見ながら埋めていきながら満床にしていくという動きを取っていくということになります。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 私の理解がおかしいのかもしれないのですが、この文章を読む分では森の職員がシャリテに行った場合、基本的にさくらの園の入園者を見ます。さくらの園の入園者がいなくなった場合も5年間はシャリテに入ってきた人たちを地域密着型で見るということですか。前に柏渕さんがおっしゃったのは、ついこの間です。ついこの間言ったのは、その間さくらの園の職員は地域密着型にまだ慣れていないから研修に出すっておっしゃっていました。研修してもらって、その間、統合までの間。そして、地域密着

型に入ってもらふようなことをおっしゃっていましたがけれども、このままでいくとそういう研修もしながら地域密着型にさせるのか。そして、ここももしかして全部が特老のベッドになるのかもしれないですけども、29は地域密着型ということは入居者さんの払うお金が違いますよね。その点はもうクリアになっているということになるのですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時24分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、令和8年度中の動きというもの、合併する前の1年間、この部分を前回は説明しているのです。まず、シャリテさわらは、従来型の50床を今見てございます。それで、さくらの園は今41床ございますので、それを29床に合わせながらさくらの園の入所者を徐々に減らしていく作業をしていきます。それで、その間に人数が減った部分については、職員が余るのではないかという発想があるのかもしれないですけども、そういった部分を職員の研修、ユニット型の部分の研修をさせたり、ほかの施設の見学をさせたり、そういうふうにしながらかつ29床に減らしていったら、職員はそういうトレーニングを積みながら合併に向けてまずいくという話をしてございます。いいですか。そこまでまずわかりますか。

（「統合後の話を聞きたい」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 統合後については、まず29床になって入ったとします。それで、そこの中で入所者の方が減りました。減りました場合には当然募集をかけて、入所者の募集はそれぞれシャリテさわら、さくらの園の29床それぞれが募集をかけてまいります。それで、それぞれが満床になるような形で動いていく。それとあと、先ほどちょっと僕言っていたのですけれども、入所者の部分については概算の説明はしてございます。ただ、誰がどういうふうに行くのかという部分はまだ確定してございませんので、そこが確定しないと金額の正確な数値が分からないので、金額の具体的な幾らが幾らになるという部分についての説明はまだしてございません。

（「町が補填するって」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） いや、そこについてはまだ何もしてございません。私のほうでお話したのは、その部分については何も、まだ町が補填する云々というのもしていないので、全くしてございません。

以上です。

○7番（斉藤優香君） だから、だからと言ったら変ですけども、町職員は辞めない、町職員がシャリテに入った場合、人数が少なくても、どんどん減って満床にならなくてもいなければならないではないですか。その場合5年間はシャリテさんを圧迫しないですか

ということです。この説明だと、さくらの園の入居者のみやっていくという話だったから、その時点でさくらの園の入居者がいなくなったら5年待たずに戻るとかなんとかしないと、シャリテが今度運営がすごく窮屈になってしまうのです、町の職員を何十人もそっちに持って行って。そういうこととかは全然考えていないのかなという。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

当然今斉藤議員のおっしゃっている部分の将来的に高齢者の人口が減ってきて入所者が人数割れしてしまうという部分については、発生がしないとは言えません。ですから、我々とする当然町営であろうが、社福であろうが、そういうふうな時点になった時点、我々が一生懸命営業をかけても入ってくる予想ができないといった部分につきましては、当然今そこの町の人員を戻したりだとか、そういった検討を進めてまいりたいと思いますけれども、今の時点では残念ながら最初から減るという予測の下に返す、返さないという議論は考えてございません。

以上です。

○12番（東 隆一君） 1点、その他の資料の中で、職務経歴書というのに〇〇商事、〇〇建設、〇〇社会福祉法人という部分で、なぜこれこの部分で全部経歴が書いてもらえなかったのかと、出してもらえなかったのかというのがあるのです。町長は、結局町長が任用、要するに統合推進人材ということで雇用しているわけなのですが、この人が結局今民営化と、民営というか、法人と町営と一緒になるわけです。ここの中に、この方の経歴の中に町営と法人と一緒になるという実績か何かがあれば、私にしてみればこういう経歴があるので、これはこういう経緯でいいのだなと。町長が全部責任取るというわけですから、それはそれでいいのですけれども、町長が多分答弁した中で戦略分析だとか人材不足だとかといういろんな部分の、新型コロナの感染の影響って、この方が書いたやつを町長は読んでいたはずなのです。それはいいのです。ですから、この方がそれだけの要するに能力があるということで町長が任用されたのでしょうけれども、それでしたらここにきちっと経歴を書いてももらったほうがさっぱりするのではないのかなと。この方がこういう経歴を持っているので、推進員にしたのだというふうになれば、私らもいろいろ資料を持っていますけれども、令和4年度に現況報告といってさわらの福祉会から出されている、厚労省に出されているのとか道に出されているやつの中に結構な部分の文面が書いてあるのです。ということは、監査委員からもう赤字になって、部内でいろいろ補填しているというのが全部ここに書かれているのは私持っているのですけれども、そういうのを結

局今この統合推進員さんがどこまで把握して、向こうのほうと話をして、こういう結論出したのかというのがここでその方がはっきりした経歴があれば、それはそうですねと、きちっと向こうと照らし合わせをして、こういう形を出してきたのだなというのが分かりますけれども、どうもそうでもない、向こうから出されてきた数字をそのまま何か、ここでいえば別に問題はないですよと、運営の仕方は問題ないですよと。働いている方も問題ないですよと。働いている方は問題ないのだけれども、ではこれを運営していた人がどうなのだという話になりかねないことでもないのです。ですから、そこのところなぜ職務経歴書をこういう形を出してくるのかというのがどうも何か不思議で、きっちりもうそこのところ全部出したほうがさっぱりしているのではないですか。私言っているのはそういうことなのですから、そこが答え出せるのかどうなのか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時36分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

皆さんその部分、先ほど斉藤議員からも質問がございましたとおり、ここにつきましては再度その抜いている部分については誤解のないような形で記載をして提示をさせていただきたいと思います。

それと、過去の経歴につきましては、合併の経験と同じような、うちと同じような形の経験は今までの職歴の中ではございます。ですから、そういうフォローも含めた上で経験がある人材だということで考えていただいでよろしいと思います。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 公設公営、残念ながら直営の町営でなくなったということで、今度はこれは公設民営になるのでしょうか。そうすると、今回、令和9年度4月1日からシャリテさわらに社会福祉法人としてスタートしますけれども、また赤字出したら町はこれ補填するのですか。公設民営だからという理由で、前回もたしか公設民営だからという、公設だということで私もたしか聞いたような記憶があるのですが、その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） 旧砂原町時代からの設立の経緯等々の公設民営という言葉等は少し置いておいて、直営の特別養護老人ホームを私は解消しなければならないと思っています。基本的には社会福祉法人というものに経営をお願いし、かつ2つある特養を1つに統合すると、そういう形であります。その中において、これはもうずっとこの間いろんなご質問に答弁させてきていただいでおりますけれども、地域において特別養護老人ホームというものは、他の介護施設と違いましてこれは残していかなければなりませんし、支援の

形がどうなのかというのはその都度これは議会のほうに説明申し上げて、ご判断いただきながらやっていかなければならないことですが、必要に応じて支援というものは、特にその地域、所管する行政は私はこれはやっていかなければならないと思っています。そういう面においては、今回直営から社福という方針転換をさせていただきましたけれども、ある程度の支援というものは今後も視野に入れて準備をしていかなければならないと思います。

議員が今は残念だっておっしゃったのは、なぜ残念なのかはちょっと私今は理解しない中でお話しさせていただきますけれども、様々な意味において今どこの地域でも行政の財政というものは非常に逼迫しております。仮に行政で進んだ場合においても一応建前上は、一応というか、建前上は行政職員という身分を確保できるという建前でスタートはすると思います。しかしながら、長期的にそれが持続可能なものなのかどうなのかというところは、これは全く私イコールではないと考えています。今後行政改革、行財政改革を進める中においては、たとえ直営でこの特別養護老人ホーム統合して、経営主体を町直営でやるというふうなことで進んだとしても、要は財政的な支出根拠、財政が逼迫すれば当然やらなければならないことはこれは決まってくる。つい先日の報道でもありましたとおり、とある市町の病院が閉鎖を決断して、分限免職という強い言葉も出ていました。親方日の丸の時代は私はもう終わったと思います。そういう状況においても地域の医療、介護を、職員さんの働く場ということを確認するという意味においても、今最善な解をこれは見いだして判断していかなければならない、その強い思いの中で今回判断させていただきました。

確かに予算上程の前、当初予算の予算上程の直前で議員の皆さんにこういったお話をさせていただいたのは、本当に苦勞をおかけすると思いますし、職員に対しても直前の方向転換で、本当にいろいろなものを急遽つくらせました。その中においても説明が足りないですとか資料がちょっと足りないという話は、当然出てくるのかなと思います。しかしながら、これを今決断せず、そのまま継続して直営のまま進むというのが私は果たしてどうなのかというところは非常に強く思っている次第であります。ですので、今回このような形で方針転換をさせていただきました。公設民営なのか、民営、社会福祉法人での経営に移るのかというところの答弁にはなっていないのかもしれないですが、ひとまずそういった考えで判断させていただいたというところは捉えていただければと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） これまで独立行政法人云々から、町営から、今の社福のままという三転したわけですが、その都度考えがまとまるというか、今回だってあまりにも急な話で、職員の皆さんだって困惑しているのです。町長感じているかどうか分からないけれども。僕すごく今心配になっているのが町長のコミュニケーション能力です。先ほどトップダウンで決めさせていただいたと。本当にトップダウンというと、素早い意思決定

が素早い経営に反映されるというすばらしい言葉ですけれども、悪く言えばワンマンです。だから、なぜこんな大事なことを職員の方との相談があつて、十分なシミュレーションを積み上げて、やっぱり今の社福にしたというような流れでしたらまだしも、僕たちも聞いてびっくりしましたというような、そんな言葉が風のうわさで耳に入るようでは、本当にこれコミュニケーション能力です。心配です、すごく。本当にワンマン、放漫経営になっていないかってすごく心配なのです。だから、町長、まずその辺、もし私の今の言葉みたいな評価をいただいたら自分でどのように評価するか、まずこれが1点。

それと、町長最近こういう事案になってくると、責任論の話になると、これは私が全て責任取りますとか、そういう言葉出すのですけれども、これが例えば今回の件一つ取っても、結果的にずっと補助金出すような事態になっただとか、結果的に統合がうまくいかなかったとかという話になったときに町長どうやって責任取るのですか。給料10%何か月とかという話ではないです。町に数億円のダメージです。これ町長どういうふうに、責任取ります、取りますって、僕から言わせるとそんな簡単に責任取りますなんて言ってほしくない。取れないのだから。責任取られるのは町民なのだ、全部。だから、そういうところも考えて私が全て責任取りますって、そういう話ししなければならないのは分かるのですけれども、いざとなったとき町長責任取れないでしょう、これ。なので、もっともっともっと慎重にやっていってほしい。その部分についてもお願いします。

最後に、もう一点、僕、すみません、今までの説明ずっと聞いていて、聞き逃していたら申し訳ないのですけれども、社会福祉法人のままで体系としていくというと、これ結果的に誰が経営するのですか。誰がトップとなってその現場の指揮を、現場の経営判断を誰がしていくのか、そこがちょっと分からないのです。その辺をどう考えているのかをお願いします。要は誰が経営するかというのをしっかり聞いておきたいというのは、今の話聞いていると、当初の話かもしれないけれども、さくらの園から行った人たちについては町の直営の職員が見る。残りの部分は今までどおりと。あと、それが年数がたつことによってどっちかに薄まっていくというか、そういう形になってくるのでしょうかけれども、何かこのスタートがまず一国二制度みたいな形になってしまっていて、それをどういう経営方針、経営判断でやっていくのか、誰がトップになるのか、そこがちょっと僕つかめなかったので、まずそこをお願いします。3点お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 私の答弁の節々においてこの責任論というものがそのように伝わってしまったというのは、ちょっと残念なところではあります。しかしながら、結局のところ全てのものにおいてこの町の責任者でありますから、どのような状況にあれ最終的な判断の責任というものは私にあると、そのような認識の上で今までも、そしてこれからも私はやっていこうと思っています。様々な物事において何で今こういう状況なのかということに思いをめぐらせれば、本当に私もいろいろ悩むところではありますが、しかしながら確かにもう少し職員とのコミュニケーション能力というところをお話の中でもありましたけれども、この間も重々職員からのいろんな情報、いろんな考え私は聞いてまいり

ました。その中においてもやはり最終的に決断するタイミングが今であったと私は判断いたしましたので、その判断として今回このようにさせていただいたところがまず1点であります。

それと、社会福祉法人での運営のトップ、これが誰になるのかというところであります。基本的には先ほど申し上げた介護の事務方の場長も含めた職員よりさらに上には専務理事、理事長がいます。経営陣に関しては、基本的にはこれは交代をしていただくということは先日も、今までもお話はさせてきていただいております。基本的には理事長、社会福祉法人の理事長も私は現行から替わっていただく、そのようなものが望まれるのかなと思っています。しかし、この統合、令和8年はまだ社会福祉法人ですけれども、9年、そしてまた10年くらい、この2か年くらいに関しては現状のさわら福社会、シャリテさわらの現場の運営と、そしてまた町直営の現場の運営というものを融合させていかなければならないというところにおいては、もう少し現理事長に関しては留任していただき、引き続き様々な情報共有をいただきたいというふうに考えております。

先ほど統合推進人材の履歴等々もお話しさせていただきまして、改めて書類で提出させていただくということも担当課のほうから話しさせていただきました。基本的にはこの特別養護老人ホーム、医療機関との連携がなければ経営体制というのは非常に難しくなる、そのように判断しています。そういう面においては、社会福祉法人として医療的機関とがっちりタッグを組める、そういった機関との連携をさわら福社会には促していきたい。その中において医療、介護の新たなそういった連携の構造を私はつくっていくよう促していく、そういった立場であります。

以上です。

○2番（河野文彦君） 最初に聞いた部分に関しては、それぞれの思いですとか、個人的な哲学的な部分になると思うので、これは堂々巡りになるのは仕方ないかなと思うのですけれども、誰が経営するかというところなのですけれども、町長の今の答弁では後々に旧経営陣には交代していただくというようなお話だったかなと思うのですけれども、後任者は誰が探すのですか。もし町がある程度関与するのであれば町のほうから人材を選定する、これだけ経営破綻寸前までいって、町の財政から補助して、以前にも私たち、ごめんなさい、内容ちょっとはつきり覚えていないのですけれども、町のほうに全部委ねますというような、何か誓約書みたいなのも出ていました。ということは、言ってしまえばもうこちらから新たな人材を選出して送り込むというか、新たに就任してもらう、すぐにでもやってもいいと思うのです、1回目の補助金出した瞬間に。ですから、今のところ、もう町長の頭の中でも遅かれ早かれそういう経営陣には、経営者、経営陣に替わってもらおうのであれば、すぐにでも替えてください。逆に町民が納得しないです。私も納得しない。すぐにといつたって、ではあしたにというわけにもいかないでしょうから、いち早くその辺は実行してほしいと思うのですけれども、どうでしょうということがまず1点。

それと、先ほど同僚議員の部分から公設民営ですかって話したのだけれども、町長答

弁はぐらかしました。私はそう感じました。町長は、今まで公設民営、公設民営と言ってきたのだけれどもというような質問したのですけれども、町長確かに以前言っていたけれども、私別な担当者に聞いたとき公設民営ですか聞いたら、違いますってはっきり明確に答弁していました、本会議の中で。だから、町長から公設ではありませんってはっきり言ったほうがいいのではないですか。以前誰だったか、宮崎課長だったか、誰でしたっけ。ごめんなさい。僕以前質問したとき、萩野君だったか、公設民営ですかと言ったら、過去の経緯はあるけれども、そういう経緯はあるけれども、現状公設ではありませんってはっきり答弁しています。なので、公設ではないのです。公設っぽいかもしれないけれども、公設ではないって私は認識していますけれども、そこを町長からはっきりと言ってください。公設か公設ではないか、この2つに1つだと思いますから。過去の経緯とか関係ないのです。今現状どっちなのですかという話だと思うので、そこは町長の口からはっきりお答えしていただいたほうがいいと思うのですけれども、お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 4時56分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） すみません。先ほどちょっと答弁の中でその辺漏れていたのかなと思いますけれども、法的には基本的には公設民営というものではありません。地域の協議会、そしてまた社会福祉法人の設立に関しては、これはその法律にのっとって設立されておりますので、法的にはそういうものではないというふうに捉えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 理事及び経営者について。

○町長（岡嶋康輔君） その辺に関しても当然議員お話しのとおり全て町に委ねるというふうな約束事というか、そのようなことをいただいておりますので、その辺はしっかりと関与してまいりたいと思いますし、当然すぐにでも経営陣を交代してほしいという、交代しなければならないという考えは皆さんお持ちなのかなと思っておりますので、その辺も含めてしっかりと進めていきたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今回町長の決断というのは、非常に私としては拍手喝采だと思っています。そういう意味で、いろんな今回決断というのは重く受け止めて、今後社会福祉法人としてうまくいってもらうというための支援はしていく必要があるのだとは思っています。

それで、ちょっと幾つか聞きたいのですが、今回これを見るとショートステイ用の10床を、10室というか、10床を、当てあるのですか。39にする、地域密着が29とプラスしてシ

ショートステイを10をベッド数を増やせる可能性というはあるのだろうか。そして、これ関係機関と言っているのは道だけなのですか。北海道だけ、関係機関というのは。その辺ちょっと見込みがあるかどうか。それによって社会福祉法人として経営が成り立つかどうかという大きな問題なのです、この10床というのは。だから、それはぜひともその辺道に働きかけるなりして、必ず10床もらえるようにしないと運営をしていけないと私は思っています。

そして、稼働率の問題で、コンサルの話の中で、シミュレーションの中では95%の稼働率でやっている。そして、シミュレーションしているのは、食事のサービスの部分だけしかやっていないのです。実質95%で稼働した場合には赤字になるというのはシミュレーションの中に出ているのだけれども、では100%でどうなのという部分、そういうシミュレーションはこのコンサルタントはやっていないのです。黒字化するために何をやるべきかも言っていない。ただ配食サービスを自前でやるのではなくて委託してやらせれば幾らか下がるというだけの話、そういう話ではないのです。昔、令和4年度のシャリテの監査報告の中で、当時でいうと85%なのです、稼働率が。稼働率を上げろ、上げろという監査委員からの指摘は何回もされている。だけれども、稼働率を上げてこれなかったのです。それが物価高ばかり、コロナばかりではなくて、原因は稼働率上げる努力をしてこなかったのが原因になったと私は思っている。令和3年度の決算書を見てそういうことが出ているのです。だから、今回社会福祉法人やる場合は、稼働率を100%にしなければならないのです。そして、黒字化するにはどうしたらいいのかという話をしなければならないのだと私は思っています。

そして、もう一つ聞きたいのは、今さくらの園で配食サービスやっていますよね。それはどうなるのですか、今後。今のコンサルのシミュレーションでは委託するわけです。配食サービスも外部に委託するということを考えるということの理解でいいのだろうか。その辺お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

ショートステイの部分の見込みの部分ですけれども、一応資料にも記載はしていますが、今プラス10床ということで北海道のほうに照会をかけています。北海道も国のほうに照会しているかどうかというのはちょっと不明なのですけれども、今、回答待ちの状態です。実際に先ほどもちょっと同じような質問来たときに、来年度介護保険事業計画の策定年度でありますので、そういう部分もトータル的に考えた上でショートステイの取扱いとか、あと10床プラスしていいものなのか、その辺をしっかりと判断した上で進めていきたいと思っています。

以上です。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。先ほど稼働率のお話しさせていただきました件について私のほうで回答させていただきます。

まず、当初85%という稼働率が低かったよということでございますけれども、今現時点

でシャリテの森とシャリテさわらという兼務をしたりして、実際相談員がシフトに入らなければ駄目なような状況だったというのも当初そういう稼働率が下がる要因だったと考えてございます。今現時点では、相談員等々はそちらのほうの業務に特化してできるような環境づくりになってございます。それとプラス今私のほうでうちのさくらの園の相談員とタイアップしながら、お互いの稼働、待機者をよりいち早く入れるようにお互いにアプローチをしながら、それで入れていっていますので、例えばさくらの園に希望しているのだけれども、今合併する可能性が強いということでシャリテのほうに促したり、そういうことをしながら今はやっております、今現時点では一応50床、100%のことで推移しています。ですから、合併までの間は少なくともそういうようなやり方をしていながら、今議員心配なされている稼働率については100%ということで向こうのほうは、シャリテのほうは目指してまいります。それで、我々のほうは、少しずつ29床もしくは39床に合わせていかなければいけないといけませんので、そこら辺のところはちょっと目減りしながらということをやっている、その部分については職員の研修も含めてやらせていただくという方向性で動いてございます。

私のほうは以上です。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 私のほうからは、配食サービスのことについてお答えいたします。

現時点ではさくらの園のほうで調理のほうを行っておりますけれども、以前の全員協議会か特別委員会かどちらかなのですけれども、ご質問あったときにも今後委託についても検討していきますというようなお話をさせていただいております。今シャリテさわらさんのほうで委託している業者は、内容詳しく確認は取れていないのですけれども、配食サービスで必要な見守りができるかどうかというところがちょっと不明です。今委託に向けて、委託した場合は見守りという部分も行う必要がありますので、そこもできる業者といろいろ内容について相談している状況です。ただ、令和8年度さくらの園がいつまで配食サービスを提供できるか、その辺も踏まえた上で、新年度予算についてはさくらの園で調理する内容で予算計上しておりますので、場合によってはその途中で委託に切り替えなければならないケースが出てきた場合は、また議員の皆様にお諮りして、委託料等の計上をしなければならないというふうに考えております。

○13番（松田兼宗君） もう一点、コンサルの今回の中間報告の中身なのだけれども、これというのは当然社会福祉法人になるという切替えをする前の話ですよね。今後、最終的には来月20日でしたっけ、納品日が。とすれば、そういうのを含めて変更した報告書というのは出来上がってくるのですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

残念ながら今の流れの中での部分をもう少しきれいに整理した状態で製本されてきますので、あくまでも当初の町でやるというていの内容で製本されて、成果品としては出てくる予定でございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうしたら、全く無意味なものになってしまうということですね。ただ、今後いろんな話の中でシミュレーションの仕方によっては、95%のそのパーセントを変えるなりをした中で、食事の話ばかりではなくて、そういうものを含めた形での加味される部分というのは、こっちから資料の中で出す中で変更されてくる可能性というのは全くないということなのだろうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

これは、根本的にスケジューリングもそうですけれども、まずこれをベースに町営でやろうが、社会福祉法人でやろうが、これはこの予定どおりに動いていくということは変わりございません。それと、やはり大きな問題として今圧縮しなければ駄目なものということで、今回については給食挙げられてございますけれども、前回の成果品としてさくらの園の加算の取得のシャリテさわらと比較して少ないという部分がございます。そこについても改善できるところは改善していきながら、シャリテさわらとさくらの園が同じようなステージの取れるものを取って、経営改善をしていきながらというふうに向かっていきますので、今までのそれが全く無になるということではなくて、あくまでもそういう現状把握をしていって我々に課題を抽出していただいていますので、それに向かって我々は改善をしていきながら合併に向かっていくという形になります。最終的には町営でも社会福祉法人でもその内容について、経営主体は替わりますけれども、改善に向かっていく方向性については変わらないということと考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 5時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 5時08分

再開 午後 5時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○6番（野口周治君） なるだけ重複しないようにやります。今回の議論の一番必要なベースは、シャリテに統合すると。将来どうなるのですかということだと思っております。今のことをいろいろ言うのはもちろん大事だし、足元何年かのことも大事ですけれども、将来どうするのですか、どうなるのですかと。そういう意味で、議論の中で出てきた入居率が例えば仮に100%としたら損益はどうなるのですか、あるいはそれにまつわって町が補助しなければならぬのかな。これに私の理解では町長は、特養というのは条件も厳しくて、必ず町に1つは必要で、維持するために町が何らか考える必要があるという答弁だったと思うのですが、そういう話が出るということは赤字が出るのが前提になっている、あるいはそういう予想が今既にあるのかどうか。あるのであれば、どういう計算をして、計算は後からでもいいですけれども、数字で物を考えているのかを説明してもらった必要がある

と思います。このことはいろんなことにつながってくると思うのです。例えばプラス側から言うと、ユニット型の施設があります。でも、そうではない運営をするのかと思ったら、いやいや、ユニット型で運営をしたいと。だけれども、ユニット型の施設というのは入居者の負担も大きくなる。もちろん国から入ってくるお金も膨らみますけれども。ということで入居者の負担増えますよねと。では、たちまちさくらの園から移った人たちって、その負担が増えるではないですか。これをどうするのかという問題が出てきて、私の理解で違うならそう教えてくれたらいいのです。もし増えるとしたらその部分、その部分というのは新たな町の負担として発生するのですか。そうではないのですかということがありはしないかということなのです。

こういう施設が今後生き残っていくため、独立した経営体として生き残ろうとしたら損益をちゃんと合わせなければいけない。だから、特養はもう民間では難しいだろう。医療との連携とかいろんなシナリオがある。これはいいシナリオだと思うのですけれども、だけれども一般的には例えばユニット型の施設をわざわざ増設しながら損益をよくするようなことを工夫していますよね、こういう民間の施設って。そういう流れからすると、ユニット型をなくすという話にはならないのではないのと考えたりしたのですが、そこをどう割り切ろうとしているのかと。もちろん一時的な対応として国、厚生局かどうか知りませんが、国が、あるいは道が一時転換認めてくれるとか、これは10床の話ですけれども、という話も出るようにユニット型についても特例的なことを考えるのだったら、そういうことを含めて説明してもらえば必要があると。

話をちょっと広げてしまいますけれども、こういうことを考える大前提は介護計画になると思うのです。要はどのくらいどういうニーズがあるのかが前提にないと、こういう議論って多分成立しない。そこを今持っている計画とのつながりではどう考えているか。逆の順番で言うと、言葉は変ですけども、市場があります、その中でプレーヤーが何人もいます、そこに今回シャリテという形に統合した特養というプレーヤーとして生き残っていく。ただ、生き残るためには損益とても大事だから、町も補助しながらこれを不利な業態だけれども、残していくようなことを考えますというつながりが必要だろうと思うのです。その中に技術的問題としてユニット型をどうするのか、29床を本当に今の形で維持するのか、そうではないのか、維持するのだったら差額をどうするのかというふうにも整理できると思うのです。論点は伝わりましたか、何を言っているか。それが1つです。

それから、次は職員のことです。職員は継続雇用が前提です。常用職員は当然そうです。これについては、今回よく確認する必要があるし、こういう話は議会でも今日と重複する形で、今日は頭の整理をした上で必ずみんなすると思うのですが、職員は5年たってシャリテにもいるところはあるけれども、こっちに戻ってきて仕事ないよみたいなことで放り出されては困る。当たり前ですよ、これ継続雇用ですから。そこは間違いなくやるということなのですかどうかと、こういう論点があると思います。同様にか違いかは分かりませんが、会計年度の人でも例えば5年間同じ仕事で継続して雇用します。そうした

ら、正規に転換のようなルールは公務員の場合はないのですかという問題も出てくるであろうし、これは実際には世の中ではいろんな争議事になったりもしていますけれども、これだけの規模だとこういう問題についてどう考えているのかを示してもらい必要があるのではないかと思います。

それから、職員について3つ目、もしもシャリテで入居者が減ったときにはという質問が出ました。これに対して本当に少なくなったら戻すこともという話が出たのですけれども、それはそうなるのかもしれないけれども、本来逆なのではないですか。やっぱり何としても入居者を100%にして稼働率上げることが答えであって、だからそうならないようにします、でもというふうに語らないと、仕方ないよね、戻してもらおう、そのときにはシャリテどんどん経営悪化するわけです。何か話の論理がおかしくなっていないかというのが気になりました。どうですかと。

それから、医療機関との連携が大事だと。そうだと思います。これから先は医療と福祉が連携しなければいけないというのは総論としては全くそのとおりで、町がこの間それを追求したと私は理解しているし、それは正しいよねと思っていますが、具体的にこれを考えると、では連携する医療機関は誰と。国保病院ですか、それとも新都市ですか、分かりやすく言えばこういうことだと思うのです。もしも国保の経営と医福連携を考えたときの国保の位置づけ、私の理解では森のそういうセンターとして国保を使っていきたいという発想だと思うのですが、やろうとするならば遠いけれども、国保から通いながらも面倒見ますかと。そうしたら、今度は新都市の側から言うと、生々しく語りますけれども、お客さん減るではないかとなるはずですよ。これはどちらから見ても同じことを受ける。そこをどう解こうとしているのかという議論が必要ではないですか。どうですか。

それから、先ほど出た議論で、念のためにもう一度確認したいのですが、公設民営の件です。生まれたときは確かに旧砂原町、今の森町が関わって、いろんな形で関わって造った施設ではあるが、今現在の公式の状態としては、これは公設とは言えません。あくまでも民間のものを民間が運営しているのですというふうに整理して答弁されたと思うのですが、その考え方、要はいろんな経過があることから、町の中にはそうはいったってももとの経過があるのだから、そんな言葉どおりに割り切るわけにはいかないだろうという議論がまだたくさんあります。確かに物事、経過もあるよねと私も思う。そういう中で、今どう考えているのかを切り分けるポイントを明確にして答弁してもらい必要があるのではないかと思います。

一番最初の論点でもしかしたら言い落としたかもしれないのですが、シャリテに統合して、特養を中心とした施設で自走できると思っているのか、それともやはり一定のサポートを、金銭的なサポートを町がしなければならぬ、それは続くと考えているのか。ここで関連する論点を1つ多分言い忘れたので。ここに触れると、町内には民間の老人介護施設があります。そういう人たちから見ると、今まではさくらの園は町営だな。町営に吸収するからシャリテにサポートすると言っていたよねと。だけれども、今度民間に移すのにど

うしてシャリテだけにサポート。すぐ出てくる話というのは、処遇差があるよねと、職員のです。シャリテに働く人たちって何か役場準拠みたいな考え方で、実態は私知らないです。出てくる話としては、ほかの人たちよりも豊かな条件で、いろんな処遇の仕方働く人を確保しているのではないかという話も出ています。もしもです。そういうことが今現在あるとするならば、そういうことをやっている施設に、なおかつ赤字だから町がサポートをするというのはどういうことという議論が必ず出ると思うのです。これは、詰め方を間違えると、だから処遇下げろという話になりかねないのだけれども、むしろこういう話をするときに、ある臨界点を超えたら町全体のそういう施設について町がどうサポートできるのか。例えばみんな苦しい、国がだんだん施策厳しくしている中で、いろんな施設あるけれども、例えば年末のボーナスぐらいはお手伝いしましょうみたいな考え方もあるかもしれない。そういう全体に目を置いた施策も考える必要が出るのではないかと思うけれども、いかがですか。ちょっとわあっと言ってしまったので、申し訳ないけれども。

○町長（岡嶋康輔君） 答弁漏れありましたらご指摘いただければと思います。そしてまた、細かいところは後ほどちょっと課長たちからフォローさせますので。

まず、介護計画の中でどのような位置づけと捉えているのか、大きな流れの中においては、添付させていただいた資料の中には介護が必要な方々というものは横ばいで推移しますよというところが表示されております。しかしながら、年齢の階層、これから人口減少も考える中においては、高齢者層というものはある一定数減っていくというか、層の割合は減っていくという、そういう流れの中において、介護サービスの必要量というものはこれは今までどおり横ばいであるべきではないと私は考えております。そういった中において、実際それと介護が必要な方々の数字がイコールになるかというのはそれはまたそうでもなくて、そこにおいてはフレイル予防ですとか、まさに保健福祉の部門でやるものとの政策とのそういった関係性もあります。そういった中においては、特別養護老人ホームは1施設で運営すべきという基本的なスタンスに私は立っております。ユニット型のことに関しては、詳しくは担当課のほうからお話しさせていただきます。

医療機関との連携のメリットというところに関しましては、やはり今さくらの園もそうですけれども、基本的には入所者様の専門的にいうところのQOL、要は健康な状態、比較的健康的な状態をいかにして維持すべきか、予防医学というか、症状が悪化してから病院にかからせるのではなくて、ある程度この医療との連携の中において計画的に検査入院をさせたりとか医師の訪問医療、また医療的な見地から見て判断して医療と介護を行き来する、そういった計画的な移動、物の見方というのがあります。それを計画的、経営的な観点から申しますと、そこを柔軟的に連携を取りやすい、これは必要ではないものを過度にサービスを提供するという意味ではなくて、あくまでも入所者様の介護度が進まないように、そしてなるべく健康な状態を維持するために必要なサービスを提供しやすい、そういった連携の枠組みができるということでもあります。現時点では、森はさくらの園は国保、シャリテさんは新都市砂原病院という位置づけで、大まかに見てそのようになっていると

思います。統合後は、向こうのほうに全部今の入所者様が行く、そういう状況になると思います。やはり新都市砂原病院様との今までの連携の流れがございまして、その辺は引き続き新都市砂原病院様のほうと連携を深めさせていただいて進めていきたいと考えております。国保病院は、ではどうするのだという話は、医療という、医療経営という面でまたご評価いただいて、そちらはそちらの計画のほうで進めたいと考えております。

5年たったら、ではどうするのかというところの話でございましてけれども、基本的には会計年度任用職員に関しては、5年というスパンはある意味目安として今お示しさせていただきましたが、就労していただく段階においてはやはり順次必要な人数として行っているわけでありまして、そこは5年たったらいきなりこれがストップとなりますよという話ではなくて、徐々に徐々に向こうのシャリテさわらのほうの介護就労として移転していただけるような、そういったものも私は考えております。これは仕事をしながらというところもありますけれども、同じ施設の中において働き続けるという状況においては、それが一番適しているのではないかなと思っております。当然本人の希望を聞いてというか、本人の意思が最終的には優先されますけれども、その点に関してはそのように考えております。

あと、シャリテさんのほうで統合後入所者が減ったらどうするのか。これは、リスクをマネジメントするという意味では可能性としてはあり得ることですし、そこは心積もりというか、その対策は持っておかなければならないのかなと思っておりますけれども、議員お話しのとおり、稼働率を上げるというのがやはり経営の本質であると思っておりますので、それをしっかりと進めていかなければならないという認識でおります。

あとは公設民営、経緯はございます。そこは本当に皆さんも重々よく承知のことと思っております。当時の経緯を話すしかないのかなと思うのですがけれども、やはり特別養護老人ホーム、今でいう特別養護老人ホームが砂原町にはありませんでした、当時。地域の町民がこれを非常に求めて、町のほうにどうにか造ってくれないかということで町長、当時の町に要請したという経緯があります。その中において当時の町長がこれは公設、直営ではなく、社会福祉法人を地域で立ち上げ、これは運営していくべきだという判断の下、今に至っているという流れであります。その経緯の中において町から補助金を出したり、過疎債を使って支援したり、そういう流れがありますし、平成の後期の頃にはそれこそまた過疎過疎債を活用して29床の増設というものも行っている、そういった経緯があります。そういった中においては、公は全く関わっていないのかって言われれば、それはそういう意味では関わっていないということではない。しかしながら、先ほど河野議員にも答弁したとおり、法律上というか、現状では公設ではなく民設民営の建物であると、そういう認識でおります。

あと、他の民間の介護施設の方々からなぜシャリテをという話、これは今までも本当にいろんな経営者の方というか、方々の方々からお話も聞いております。その都度私が一貫してお話しさせていただいているのは、まさに特別養護老人ホームは誰でもできるような

施設でもなく、これは直営でやるか、社会福祉法人でやるか、その二択しかありません。介護報酬も法律でがっちり決められておりまして、収益面での柔軟性というのも非常にある意味一般の介護施設と違って制約があるのかなと思っています。また、特に介護度の高い方々が入ってきます。そしてまた、これは直営の場合でありますけれども、緊急避難的な、緊急保護的なそういったベッドを確保しておかなければならない。例えば虐待事案ですとか、様々な状況で急に面倒が見れなくなった、家にいれなくなったという方を緊急避難的に入れる、そういった要素も特別養護老人ホームは機能として持たなければなりません。そういったことも考えて、その色の違い、立場の違いというものを私は今までも皆さんというか、特定の事業者さんですけれども、説明させてきていただいております。その流れにおいては、ある一定程度理解はいただいていると私は思っております。

ひとまず以上です。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） そうしましたら、僕のほうからユニットケアということでちょっと説明させていただきますけれども、まず議員考えられているユニットというのは個室の部分のケアになります。ですから、地域密着型なのか、従来型であるのかという違いだと思うのです。29床あくまでも全部個室でございますので、ユニットケアなのですけれども、地域密着型というのは単価が高くて、森町内の方々が入所する施設、あと従来型になると町外の方々も入れられるという違いがございます。地域密着型というのはいろんな意味で自宅の家具を持ってきたりだとか、食事形態もただ給食的にお渡しするよりも、みんなで食べるというか、手伝いながら一緒に食べるような雰囲気、家庭的な雰囲気を味わうのが地域密着型ということで、ユニットケアはユニットケアなのです。今の段階でいいますと、地域密着型のほうが若干単価が高いので、ニーズがあるうちはやはり地域密着型でいきたいというふうに考えてございます。ただし、どうしても町内の人口が減っていく中においては、やはりそういう従来型で地域をもうちょっと拡大した中で入所者を獲得していくという方法も含めた上で、いろんな検討をしていかなければいけないというふうに考えているような状況でございます。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうから複数年雇用更新を繰り返したら正規職員として採用するというか、任用するというルールないのかということのご質問があったと思うのですけれども、民間企業では5年更新したら職員が希望した場合正規化しなければいけないという決まりがありますが、地方公務員に限ってはそれは適用除外となっておりますので、基本的には正規職員化するという義務を負っているわけではございません。

以上でございます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません。それで、ユニットケアの部分の今の在来型とさくらの園の多床室のユニットケアと個室のユニットケアの違いという部分についてでございますけれども、やっていることは一緒でございます。ただし、やはり動線が長くなったりですとか、一遍に1部屋で4人だとかってできる行為が1部屋1部屋になるので、職員の稼働という部分にいつてしまうとやはり稼働が必要になってくる部分はござい

ます。そういった違いであって、あと動線も長いという部分がございますので、どうしても職員が動いたりする部分についてはやはり長い動きが必要になってくる。ただし、ユニットの利点としては、入所者の個別の洗面ですとか、あとトイレですとか、そういったものが各部屋についてございますので、非常に入所者の動線として短くなるという利点がございます。あと、プライバシーが守られるという利点もございます。やはりそういったいい面、悪い面、職員にとっては結構大変な作業になるのですが、入所者にとってみると非常にいい施設になるというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（野口周治君） ユニット系、介護がやや濃密、あるいは居住条件がいい、若干高額、若干高額と言われたかな。その差額は誰が負担するのですか、今回引っ越したら。例えば町が個人の負担を増やしませんというふうに考えるとして、移ってくれという、そういう話出ると思うのです。そうしたら、何であの人たちだけそういういいところに入れてもらえるのかという話になるのではないかと思います。そこをどういうふうに考えているのかをお答えいただきたい。いい扱いするのが悪いと言っているのではないです。不平等は必ずいろんな問題を生むから、そこの整理はできているかという質問です。

それから、町長の答弁の中で特養には緊急避難的に入居してもらう必要があるからという話が出ました。そうですね。実際には例えばさくらの園だって、これ聞いた話ですけども、水が出なくなったから入れてくれという人を委員会にかけなければ入れられないという話で入れなかったという話を聞いたのです。同じようにいろんな条件で入れてほしいという話があって、これ多分前回の特別委員会か全員協議会だったけれども、同僚議員から隣の町の介護施設、具体的には野畔の花に行った人がいるのではないかと。何であの人たちすぐ入れてやらないのだという質問も出ました。実際にはそういう機能を果たしていないのではないのと。まず、さくらの園で果たしていないと言われていました。それはどうなのということが1つ。同様にシャリテではそういうことは遺漏なく受入れしているのですかと。今日言ってきて、今日これは大変だからすぐに入ってもらわなければいけないという処理ができていないのか、そうではなくていろいろ言って、どこかよそという話をしていることはないのかということ、これは幾らでも話聞きに行けば聞けますから、どんなことが起きているのかをお答えください。

それから、併せてもう一つ、3回しかできないので。取りあえずシャリテは、さくらの園から人が動くことで満床の状態をつくり出してやれるのですけれども、シャリテが必ずしも経営が下手だったわけではない。そうかもしれません。この間もさくらの園がシャリテに学ぶべきことだってあるのではないのという議論もしました。ではあるが、シャリテは介護人材が足りないから、あるいはほかの理由で満床にできないからユニット型を諦めた。そこで経営努力をして、では例えばグレードを変えてもらうことができるのだったら国に話をして何とかして満床にできることを追求したのかという、そういう経営判断の仕方というか、として本当にそんなにちゃんとできるのですかと。そんなにすばらしい経営

だったのですかといったらどうなのだろうと。これは比較級ではなくて、シャリテの絶対値としてどう思われていますかということをお教えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

いろんな経緯があつて、地域密着29床、それが再開というか、活用できなかった。それを制度的に何か変えて、経営努力の部分、それをしてきたのかどうかというところを判断として持っているのかどうなのかというところだと思います。結果論にはなりますけれども、先ほども少しお話しさせていただきましたが、事実として職員がそろわなく29床を再開できないという事実は確かにあると思います。やはり様々な原因の中で、コロナが2020年からあつて、その辺の状況においてすごく苦勞したという話も聞いております。絶対値的にあのときではどうしておけばよかったかという判断につきましては、なかなか今この段階でお話しするのは難しいのではあるのですけれども、29床の増設がやはり致命的なものに私はなったのかなって判断しています。だからといって当時それを決断した方々がコロナ禍が起きるということを想像できたかどうかとか、介護人材の不足というか、そもそも担い手がここまでどの分野でも集めれなくなるという状況を予想できたかというのは、本当に私はなかなか難しいものがあつたのかなと思います。そういったものをちょっと除外しての先ほどは評価というところで捉えておいていただきたいのですけれども、先ほど申したとおり、現場の介護の関係する事務方の職員、現場の職員も含めて、そういったものが言ってしまうとがたがたになっているので、経営状態が危うくなったという状況ではないと判断しています。

以上です。

○さくらの園・園長（柏淵 茂君） 私のほうからまず緊急の入所の部分でございます。私の記憶ではそういった案件があつた場合には、措置もそうですけれども、例えば虐待があるとかネグレクトがあるといった場合の案件については、入退所判定委員会というもの必ず開きます。ですから、本来であれば入所の順番というのが決まっております。それを勝手に施設の思惑で変えるということは、民間の施設と違って、こういう社福ですか、なぜ特養ができない、そういうことが勝手に、そういう法人で、公的法人でないといけないのかというと、そういった順番勝手に変えられないのです。ですから、あくまでも今まで来ている申込みの順番どおりに入るものを覆すということになると、それなりの理由を入退所判定委員会というもので有識者を含めた中で、その中でそれが妥当なのかどうなのかということについて検討をした上で、妥当であるということであればそこを前倒しをして入れるという作業になってまいります。ですから、一概に絶対的にやっていないということではなくて、私が園長でいる中でそういった案件で聞いたという話は僕は受けてございません。当然公的機関でございますので、そういった措置的な扱いのあるものに関しては、公的機関として僕は措置として2床だけはどうしても公的機関として空けておいてくれという依頼を町側にもしてございます。ですから、さくらの園は50床満床でも2床だけは措置として緊急入所させる、公的機関としてその部分の枠組みを取ってくれということ

でやっておりますが、ただそれを申出があったからといって私の一存で決めれる施設ではないということをご理解いただきたいのです。ですから、有識者を集めてその検討をしなければいけないというリードタイムがございますので、どうしても通常の民間の施設から比べると時間がかかってしまう。ですけれども、おっしゃっていた2か月というのは通常の入所でございます、どうしても待機場所が自宅というのがさくらの園とか特養というのは少ないのです。医療機関ですとか他の施設に入っているですとか、そういった場合が多いものですから、そういう退所手続を踏まえた上で入所をさせる手続が必要なので、どうしてもそこら辺のところにリードタイムがかかってしまう。ただし、今言っている緊急措置につきましては、必要があった場合にはそういう対処をしながら、町営として対応しているというのが現状でございます。私の記憶では、正直申し上げてそういった部分でお断りしたということはちょっと聞いてございません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 続けて。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません。あと、入所者の負担について、今現時点で入所者の負担をするからと、町が要するにほかの施設に移ってもらうために差額分を支給する、しないという部分については、その約束の話はしてございません。あくまでも合併をする、そして費用が2万から3万上がる可能性がある、それでもどうですかという話はしてございます。その中で、私はどうしてもシャリテ側に行きたくないと言っている方が1名いるということは聞いてございますけれども、それ以外の人については町が負担する、しないということの確認ではなくて、できればそのまま移動したいというような返答はいただいている状況でございます。

以上です。

○6番（野口周治君） 二、三万の負担増になるかもしれないという前提で、それでは行かないとおっしゃる方はほとんどいらっしゃらないと答弁を受けたと思うのですが、もともと入居者の所得のグレードあります。見て、その二、三万を出せるような状況なのか。何か私それ皆さん出せるのですかというのが本当ですか、それ。本当に本人負担するのですか。そういう話にしているのですか。では、後からそれを何とか埋めるためにという話なんかは出ないのですねという言い方をしてもいいのですけれども、そこ大丈夫ですか。それが1つ。

それから、さっきのリードタイムの件で、委員会を盾に取った話をしているから私言っているのです。委員会ってどのぐらい時間かかるのですか。その判定委員会。というのは、今日虐待に遭っている、判定委員会開いてからねと言った瞬間にその人は救われません、自宅で虐待があったら。そういうときの対応もルールだから、委員会だからと言って受けないのだったらそれ機能していないではないですか、緊急で、措置としての入所が。そうではありませんか。そういうことって起きていませんか。具体的に言いましょう。私の知っている方は、自宅で虐待があったと言われている、警察が出ました。その方が入れない

かという話をしたら、結局駄目だから野畔の花に行きました。これ私が直接知っているケースです。私何か考え違いしているのかもしれないけれども、本人さんからそういう話を聞きました。それから、別のところで聞いた話です。トンネルよりも西側のほうの地域で水が出なくなった、水がないと暮らせない、何とかしてくれないかという話があったけれども、やっぱり時間がかかると言われて野畔の花に行かれたと聞いています。多分ほかにもあるはずですが、野畔の花に入られている人たち。というのは、野畔の花って、今日閉じた会議だから言ってしまうと、非常に入る人にとってはつらいところがあると言われていいます。それはいろんな意味があるのだと思いますけれども、それでずっと入っている人がいるということは入れない人がいる、こちらの施設で、ということの意味していると理解しているのです。さっきの判定委員会を盾に取った議論もいいのだけれども、本当にそのニーズに応えることができているのか、できていないのか。ルールの話ではないです。ちゃんと対応できているのかどうか。少なくとも緊急的な措置がやれているのか、やれていないのかということはどうですか。それは、さくらの園とシャリテと両方についてどうですかというのが私の質問です。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

シャリテの部分については、ちょっと確認取らなければ今その状況は分かりません。さくらの園に関して言いますと、措置ということになりますと、在宅云々の話になると包括が入ります。ですから、包括からその申出があつて、緊急で措置入所したいといった場合には、その入退所判定委員会も含めて、事後になるかもしれないですけれども、緊急避難がある場合には町側に了解をもらって、それで避難を入れる場合も私の過去の例としては年に一、二件ございました。ですから、要は我々直接自宅に出向いているわけではございませんので、正直申し上げてそこは包括が絡む部分でございますので、その断った理由云々というのは分からないですけれども、少なくとも入退所委員会を盾に取って、入所者の不利益になるようなことを先延ばしにするということは私ども園長としてやっている部分では決してございません。ですから、そういう話があるのでしたら、それは追及していかないといけないと思いますけれども、少なくとも私自身が今まで知っている、私が在職で園長としている間でそういった話が私のところに来ているという案件はございません。そこはご理解いただければと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 進め方について、質問は3つやってしまったのですけれども。

○議長（木村俊広君） これ最後ですよ。最後ですよ。最後に1回だけですよ。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません。ごめんなさい。今のちょっと漏れありますので、いいですか。負担の部分、漏れが。2万とか3万本当に大丈夫かという話でございます。そこについては、実際その費用負担を提示した上で、こういう金額になりますということで、それで大丈夫ですかという提示の仕方をしているような、まだそこまで至っておりませんので、その部分の費用負担が持てるかどうかという部分につきまして

は、正直言って今の段階ではそこを解決しているという状況でございません。よろしくお願ひします。

○6番（野口周治君） 2つあって、1つは今の基本的な条件を示さずに移ってくださいというシナリオを書いているけれども、それって本当に移せるかどうか、移ってもらえるかどうか分からない状況で話だけしていることになるのではないですか。これから移ってもらうことを大前提にしていろんなことを組み立てているのですけれども、本当にそんなこと成立するのですか。私所得基準から見てできるのって思っていたのです。だから、これは埋めるのだろうと想像して、だけれどもその話どこにも出ていないよねとって質問したのです。その組立て大丈夫ですか、戦術の組立て、お金が絡んで。それが1つ。

それから、もう一つは、今の入居判定委員会が出てきて、緊急措置の話が出てきた、その間の項、つまり包括である。そうでしょう。であれば、包括の人にも出てきてもらって話をしないと、この話は答えが聞けたことにならないと思うのだけれども、どうですか。これ進め方ですけども。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、議員のおっしゃっている部分につきましては、これから成果物が出てやっていくという僕前回の答弁もしていたとおりでございます。その金額提示も含めて、そういう形でやっていくという方向で動いていきます。ですから、支払い云々についても個別に全部金額を提示した上で、そこら辺のところの相談も含めて全部進めてまいるような形になります。

あと、包括の部分につきましては、僕が聞いた段階ということでございますので、今あくまでも包括がどうかという部分については議論を僕のほうで回答しているつもりはございません。ですから、そこにつきましては、あるかないかということについてはまた再度戻って確認をした上でお話をしなければいけないという点でございます。ですから、再回答とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 別の機会でも聞けると思うので、今日はこれで終わりたいと思います。

○7番（斉藤優香君） 先ほど資料請求をした部分というのは予算委員会までに間に合うかどうか、までに作っていただけるのか。

（「経歴……」の声あり）

○7番（斉藤優香君） それとあと町側のスケジュール、これまでのスケジュール、これまでの時系列というのですか、町が反転していった時系列。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、経歴についてはすぐ出せるのですけれども、一応出す準備は進めてまいります。先ほどの時系列が分かるような形ということですよ、一番前の部分ですね。そういうふうに進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 以上で特別養護老人ホーム（シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園）の統合についての終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側、1、その他に入ります。

皆さんから何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 事務局からはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

予算はこのままいくのですけれども、4月に修正もあるということなので、それまでにはまた時間取れると思いますので、この件についてはそれまでに審議を深めていくという形でよろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） そういうことで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで全員協議会は終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 6時01分